

政治団体の手引き

令和 7 年 11 月

山形県選挙管理委員会

政治団体の主要な届出書類

(国会議員関係政治団体については「政治団体の手引き（国会議員関係政治団体に係る追補版）」参照)

団体の種類 事由 届出書類・記載例の掲載ページ	一般の政治団体				資金管理団体						政党の支部			特定パーティー開催団体			
	設立	異動	解散	税優遇	設立+ 指定	指定のみ	異動	取消のみ	解散	資金管理団体で な く な い 場 合	税優遇	設立	異動	解散	設立	異動	解散
設立届 P3~P7	◎				◎							◎			◎		
規約（会則・綱領等）の写し P9	◎	○※1			◎		○※1					◎	○※1				
被推薦書 P13		○※9			◎又は		○※9			◎又は							
国会議員氏名届 P12		○※10			◎※2		○※10			◎※2							
異動届 P16~P19		◎				◎						◎			◎		
解散届 P21			○※3					○※3					○※3		○※3		
資金管理団体 指定届・宣誓書 P24					◎	◎											
資金管理団体 異動届・宣誓書 P26							○※4										
資金管理団体 指定取消届・宣誓書 P25							◎										
資金管理団体でなくなった旨の届・宣誓書 P27								◎	◎	※5, 6							
政党の状況等に関する届 P10												◎	○※7				
支部証明書 P11												◎	○※8				
特定パーティー開催計画書等 P14													◎				
収支報告書 P54~P92	12月31日現在でその年のすべての収支等を記載し、翌年の3月31日までに提出（解散届は解散届と一緒に提出）												終了日から3月以内に				

【凡例】 ◎：必要 ○：場合によっては必要

※1 規約の変更があった場合に必要です。

※2 一般の政治団体や資金管理団体で税の優遇措置のある団体は、県議や知事等の特定の公職の候補者を推薦・支持する団体に限られます（詳細はP92～）。

※3 政治団体が解散した場合は、解散届と共に、解散の日現在の収支報告書の提出も必要です。

※4 資金管理団体の指定の際に届け出た事項（公職の種類、団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）に異動があった場合に必要です。

※5 考えられるケースとしては、当該政治団体が解散した場合、公職の候補者が死亡した又は当該政治団体の代表者でなくなった場合、代表者が公職の候補者でなくなった場合です。

※6 公職の候補者が死亡した場合には、当該政治団体の新たな代表者により届出及び宣誓がなされます。

※7 政党的の支部の名称等記載内容に異動があった場合に必要です。

※8 政党的の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域に異動があった場合に必要です。

※9 被推薦書を提出している団体について、政治団体の名称、公職の種類、被推薦者の氏名に異動があった場合に必要です。

※10 国会議員氏名届を提出している団体について、政治団体の名称等記載内容に異動があった場合に必要です。

目 次

第1章 政治団体の意義	1
第2章 政治団体の届出	2
1 政治団体の設立届	2
2 設立届の添付書類	8
3 届出事項の異動届	15
4 政治団体の解散届	20
第3章 資金管理団体制度	22
第4章 政治団体の会計経理	28
第5章 寄附に関する制限	41
1 会社、労働組合等の寄附の制限	41
2 公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止	41
3 寄附の量的制限	41
4 寄附の質的制限	45
5 寄附のあっせんの規制	45
6 政治資金団体に係る寄附の方法の制限	45
7 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限	46
8 渡切りの方法による支出の禁止	46
9 公職選挙法による寄附の制限	47
第6章 政治団体の収支報告書	49
収支報告書等の記載例	54
第7章 収支報告書の要旨の公表	93
第8章 個人の政治献金に対する所得税の優遇措置	94
1 優遇措置の内容	94
2 優遇措置を受ける手続き	95
第9章 政治団体及び政治家個人に対する課税	99
1 政治団体に対する課税関係	99
2 政治家個人に対する課税関係	100

第1章 政治団体の意義

問1 どのような団体が政治資金規正法の対象となりますか。

(答)

1 政治資金規正法の対象となる「政治団体」とは、次に掲げる団体をいいます（政治資金規正法（以下「法」という。）第3条第1項）。

- ① 政治上の主義・施策を推進し、支持し、又は反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又は反対することを本来の目的とする団体（「後援団体」と通称されています。なお、「公職の候補者」には、候補者となろうとする者及び現に公職にある者が含まれます。（以下同じ））
- ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ア 政治上の主義・施策を推進し、支持し、又は反対すること
 - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又は反対すること

2 また、次に掲げる団体も政治団体とみなされます（法第5条）。

- ① 政治上の主義・施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（「政策研究団体」と通称されています。）
- ② 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で政党から総務大臣に届出がされているもの）

したがって、経済団体、労働団体、文化団体などについては、選挙の際に特定の公職の候補者のために選挙運動を行うなど政治活動を行ったとしても、それが、副次的なものであり、主たる活動として組織的かつ継続的に行われるものでなければ、これらの団体は「政治団体」とはなりません。

3 また、「政党」とは、「政治団体」のうち次のいずれかに該当するものをいいます（法第3条第2項）。

- ① 国会議員が5人以上所属しているもの（他の政党の所属国会議員が所属しているものを除く。）
- ② 次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもの
 - ア 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙
 - イ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選挙
 - ウ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙
 - エ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選挙

4 政治団体以外の団体であっても、特定パーティーとなる政治資金パーティーを開催しようとする団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）は政治団体とみなされ、届出義務、会計帳簿の備付及び収支報告書の提出義務が課されます（法第18条の2第1項）。

（注1）政治資金パーティーは、原則として政治団体により開催されるべきものとされています（法第8条の2）。

（注2）収支報告書の提出により、当該特定パーティー開催団体は政治団体でなくなったものとみなされます。（法第18条の2第4項）

【政治資金パーティー】

対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入から当該催物に要する経費を差し引いた残額を開催者又はそれ以外の者の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされているもの（法第8条の2）

【特定パーティー】

政治資金パーティーのうち当該パーティーの対価に係る収入が1,000万円以上になるもの（法第12条第1項第1号へ）。

第2章 政治団体の届出

1 政治団体の設立届

問2 政治団体を設立するときは、どのような届出が必要ですか。

(答)

1 政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日から、また、特定パーティー開催団体は、当該パーティーの開催が決定した日から7日以内に、郵送又は信書便によることなく文書を持参して、次の区分により設立届を提出しなければなりません（法第6条第1項、第18条の2第2項）。

- ① 一の都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党本部及び政治資金団体を除き、政党の支部を含む。②において同じ。）又は特定パーティー開催団体は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会
- ② 複数の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体又は特定パーティー開催団体は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣

＜政治団体の設立届の提出先＞

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先
A県内	A県内	A県選挙管理委員会
	A県を含む2以上の都道府県	A県選管を経て総務大臣
	A県外	

③ 政党本部及び政治資金団体は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣

なお、設立届には必ず、綱領・党則・規約その他これらに相当するもの（特定パーティー開催団体については開催計画書等）のほか、政令で定める文書を添付する必要があります（問3参照）。

2 政治団体が設立又は異動（問4参照）の届出をする場合には、その名称は、他の政党又は政治資金団体の名称と同一の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければなりません（法第6条第3項、法第7条第2項において準用する法第6条第3項）。

ただし、政党の支部が届出をする場合は、当該政党に類似する名称で差し支えないとされております。

3 政治団体又は特定パーティー開催団体は、この設立届が提出された後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附又は対価の支払いを受け又は支出をできることになります（法第8条、第18条の2第2項）。

【設立届の記載例】 ※ 誰が見ても判読できるように、楷書で丁寧に記載してください。

第1号様式（第1条関係）

政治团体設立届

總務大臣 殿
○○県選挙管理委員会

令和〇〇年1月17日

設立の日から7日以内（事後届）

政治団体の名称 ○○会

事務所の所在地 ○○県○市○町 1 丁目 1 番 1 号○会館○号室

代表者の氏名 甲野 太郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな)		政治団体の区分	
	××××× ○○会 (本部) ○○		□政 □政 党 の 支 部 □政 治 資 金 団 体 □政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部 国会議員関係政治団体の区分 □政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	
			政治団体の支部の場合に記載	
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和〇〇年 1月10日	
主たる事務所の所在	(〒000-0000) 〇〇県〇市〇町1丁目1番1号〇会館〇号室 (電話 000-000-0000)			
主たる活動区域	〇〇県			
代 表 者	ふりがな (氏名) こうの たろう 甲野 太郎	(〒) (住所) (電話) (〒000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇 番〇号 (電話 000-000-0000)	(生年月日) S〇〇.〇.〇	(選任年月日) R〇〇.1.10
会計責任者	おつの じろう 乙野 次郎	(〒000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇 番〇号 (電話 000-000-0000)	S〇〇.〇.〇	R〇〇.1.10
会計責任者の職務代行者	へいの さぶろう 丙野 三郎	(〒000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇 番〇号 (電話 000-000-0000)	S〇〇.〇.〇	R〇〇.1.10
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置 の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法 第1項 団体が支部である場合は記載不要		代表者である公職の候補者に係る公職の種類		

	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体		
政治資金規正法第19条の7第1項 第3号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 主宰する衆議院議員又は 参議院議員の氏名	主宰する衆議院議員又は 参議院議員に係る公職の種類
	(ふりがな) 主要な構成員である衆議院 議員又は参議院議員の氏名	主要な構成員である衆議院議員 又は参議院議員に係る公職の種類

※「組織年月日」及び「選任年月日」は、原則として、規約の実施年月日と一致します。

【設立届の記載例（特定パーティー開催の場合）】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第1号様式（第1条関係）

政治団体設立届

令和〇〇年4月30日

総務大臣 殿
〇〇県選挙管理委員会

政治団体の名称 甲野太郎君を励ます会
事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代表者の氏名 乙野 次郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな)		政治団体の区分	
	こうのたろうくん はげ かい 甲野太郎君を励ます会		<input type="checkbox"/> 政	党
			<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
			<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
			<input checked="" type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 团 体	
			<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体	
			<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部	
目 的			国 会 議 員 関 係 政 治 团 体 の 区 分	
	別紙のとおり		組織年月日	令和〇〇年 4月25日
主たる事務所の所在地	(〒000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		(電話 000-000-0000)	
主たる活動区域	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇ホテル〇〇の間			
代 表 者	(氏名) おつの じろう 乙野 次郎	(〒) (住所) (電話) (〒000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇 番〇号 (電話 000-000-0000)	(生年月日) S〇〇.〇.〇	(選任年月日) R〇〇.4.25
会計責任者	へいの きぶろう 丙野 三郎	(〒000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇 番〇号 (電話 000-000-0000)	S〇〇.〇.〇	R〇〇.4.25
会計責任者の職務代行者	ていの しろう 丁野 四郎	(〒000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇 番〇号 (電話 000-000-0000)	S〇〇.〇.〇	R〇〇.4.25
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置 の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国會議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類		

政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
政治資金規正法第19条の7第1項 第3号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 主宰する衆議院議員又は 参議院議員の氏名	主宰する衆議院議員又は 参議院議員に係る公職の種類
	(ふりがな) 主要な構成員である衆議院 議員又は参議院議員の氏名	主要な構成員である衆議院議員 又は参議院議員に係る公職の種類

※「支部の有無」及び「課税上の優遇措置の適用関係の有無」は、記載不要です。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
- 3 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあっては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。また、「主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄及び「主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄には衆議院議員又は参議院議員の区分により「衆議院議員(現職)」の例により記載すること。
- 9 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員が多数の場合は、「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」欄は別紙として添付すること。
- 10 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 11 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

※ 「支部の有無」欄について、届出団体が支部である場合は、記載不要です。

2 設立届の添付書類

問3 政治団体の設立届の際には、どのような文書を提出しなければなりませんか。

(答)

政治団体の設立届には、次のような文書を添付する必要があります（法第6条第2項、施行令第5条）。

1 約領、党則、規約その他これらに相当するもの（P. 9）

2 政党の本部の場合

(1) 国会議員が5人以上所属している政治団体であること（他の政党の所属国会議員が所属しているものを除く。）を要件とする政党にあっては、次に掲げる文書

① 所属国会議員の氏名を記載した書面（所属国会議員届）

② ①の書面に氏名を記載されることについての当該国会議員の承諾書及び他の政党に所属していないことを当該国会議員が誓う旨の宣誓書（承諾書及び宣誓書）

(2) 国政選挙の得票率が2%以上である政治団体であること（問1の3参照）を要件とする政党にあっては、次に掲げる文書

① 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数を記載した文書（得票総数届）

② 他の政党に所属する国会議員が当該政治団体に所属していないことを当該政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（宣誓書）

(3) 支部を有する政党にあっては、支部の数、各支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域及び1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にはその旨を記載した書面（政党の支部の状況に関する届）

3 政党の支部の場合

(1) 当該政党の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域及び1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にはその旨を記載した書面（政党の状況等に関する届 P. 10）

(2) 当該政党の支部である旨及び当該支部が1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にはその旨の当該政党の証明書（支部証明書 P. 11）

4 その他

(1) 国会議員が主宰し又はその主要な構成員が国会議員である政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合は、それらの国会議員の氏名を記載した書面（国会議員氏名届 P. 12）

(2) 国会議員、都道府県の議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員及び指定都市の市長の職にある者（候補者又は候補者となるとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合は、次に掲げる政治団体の区分に応じ、それぞれ次に定める文書

① ②に掲げる団体以外の団体 団体が推薦・支持する者が、当該団体により推薦・支持されることを承諾する旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面（被推薦書 P. 13）

② 国会議員に係る公職の候補者を推薦・支持する団体 いわゆる2号団体（法第19条の7第1項第2号）に該当するため設立の届出（法第6条第1項）又は異動の届出（第7条第1項）をする必要がある旨の通知に係る文書（2号団体該当通知）

(3) 特定パーティー開催団体にあっては、当該政治資金パーティーの名称・開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合は、その名称）を記載した文書（特定パーティー開催計画書 P. 14）、及び特定パーティー開催団体が対価の支払者に対して当該対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を告知する文書（P. 46の7(2)参照）

○ ○ 会 規 約

第1条 (名称・所在地)

本会は、○○会と称し、主たる事務所を○○市におく。

第2条 (目的)

本会は、○○○○氏を後援することにより国政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

第6条 (役員の選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 (会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費（年額○○○○円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和○○年1月10日から実施する。



設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

(注) これは後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありません。具体的な内容としては、以下のような事項が考えられます（①、②、③、⑧の事項は、必ず定めてください）。

- ① 政治団体の名称と事務所の所在地
- ② 活動の目的（後援会などの場合は被後援者の氏名）
- ③ 活動内容（事業内容）
- ④ 会員に関する規定（加入、脱退に関する規定など）
- ⑤ 役員に関する規定（役員の種類、人数、職務分担の規定など）
- ⑥ 団体内部の執行機関に関する規定（総会、役員会の規定など）
- ⑦ 経費の負担など会計に関する規定（会計年度、会計監査に関する規定を含む。）
- ⑧ 紹介等の実施年月日に関する規定（附則）

【添付書類の例 3(1)「政党の状況等に関する届」】 **※ 楷書で丁寧に記載してください。**

第20号様式（第12条関係）

政党の状況等に関する届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣
殿
〇〇県選挙管理委員会

政党の支部の名称 〇〇党〇〇支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	〇〇党
	主たる事務所の所在地	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
	主たる活動区域	全 国
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input checked="" type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「✓」を記入すること。

【添付書類の例 3(2)「支部証明書」】 **※ 楷書で丁寧に記載してください。**

第21号様式 (第12条関係)

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 ○○党○○支部

主たる事務所の所在地 ○○県○○市○○町○番○号

主たる活動区域 ○○県○○市

上記の支部は、本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部であることを証明する。

令和○○年○○月○○日

事由発生日から届出日までの間の日付

政 党 の 名 称 ○○党

主たる事務所の所在地 東京都○○区○○町○丁目○番○号

代 表 者 の 氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

【添付書類の例 4(1)「国会議員氏名届」】 **※ 楷書で丁寧に記載してください。**

第7号様式 (第2条関係)

国会議員氏名届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣
殿
〇〇県選挙管理委員会

政治団体の名称 〇〇〇研究会

主宰者（主要な構成員）である衆議院議員又は参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区分	氏名	衆議院議員又は参議院議員の別
主宰者の氏名	〇〇〇〇	衆議院議員
主要な構成員の氏名	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 3 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあっては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあっては、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 4 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

【添付書類の例 4(2)①の「被推薦書】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第8号様式 (第2条関係)

被 推 薦 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

政治団体の名称 ○○会

代表者の氏名 ○○○○ 殿

公職の候補者の氏名及び住所を記載
(政治団体の主たる事務所の所在地ではありません)

公職の種類 ○○県議会議員 (現職)

氏 名 ○○○○ 印

住 所 ○○県○○市○○町○番○号

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員(候補者等) (令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

【添付書類の例 4(3)「特定パーティー開催計画書】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第22号様式（第13条関係）

特定パーティー開催計画書

令和〇〇年4月30日

総務大臣
殿
〇〇県選挙管理委員会

政治団体の名称 甲野太郎君を励ます会
事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代表者の氏名 乙野次郎

政治資金規正法第18条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政治資金パーティーの 名 称	甲野太郎君を励ます会
開 催 年 月 日	令和〇〇年7月1日
開 催 場 所	(〒000-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇ホテル〇〇の間 (電話 000-000-0000)
収 入 の 予 定 金 額	30,000,000 円
パーティー券1枚当たりの予定販売単価	20,000 円
収 益 の 予 定 支 出 先	政治団体 甲野会 (主たる事務所の所在地) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 (代表者の氏名) 甲野太郎

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「開催場所」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 4 「収入の予定金額」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る予定される収入の金額を記載すること。
- 5 「収益の予定支出先」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名、住所及び職業（その者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載すること。
- 6 法第22条の8第2項の書面（当該書面に当該政治資金パーティーの1人当たりの対価として支払われる金銭等に係る金額が記載されていない場合にあっては、当該書面及び当該金額を記載した書面）を併せて提出すること。

3 届出事項の異動届

問4 設立届により届け出た事項に異動があった場合は、どのような届出が必要となりますか。

(答)

政治団体の設立届により届け出た事項に異動があったときは、その異動の日から7日以内に、その異動に係る事項を「届出事項の異動届 P.16」により郵送又は信書便によることなく文書を持参して届け出ることになります（法第7条）。

また、綱領・規約・開催計画書などの添付書類の内容に異動があった場合も、その異動後の書類を、その異動の日から7日以内に持参して提出することとなっています。なお、届出先は、設立届の場合と同様です。

※ 資金管理団体にあっては、資金管理団体の指定届により届け出た事項に異動があった場合には、「資金管理団体届出事項の異動届 P.26」も併せて提出しなければならないことに留意してください。

【異動届の記載例（主たる事務所の所在地、代表者及び会計責任者の異動）】

第11号様式（第4条関係）

楷書で丁寧に記載してください。

届出事項の異動届

異動の日から7日以内（事後届）

総務大臣 殿
山形県選挙管理委員会

令和〇〇年〇〇月〇〇日

異動後の情報を記載

政治団体の名称 ○○会
事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
代表者の氏名 甲野太郎

（注）異動がある場合は異動後の名称等を記載すること
 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動が
 あったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	異動内容			異動年月日
政治団体の名称	新 (ふりがな) ○○会	異動項目のみを記入して、異動のない項目の欄には記入しないでください。		令和 ・・
	旧			
主たる事務所の所在地	新 〒000-0000 TEL(0000-00-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号			令和 〇・12・18
	旧 〇〇県××市××町×番×号			
	氏名	住所	生年月日	
代表者	新 (ふりがな) こうの たろう 甲野 太郎	〒000-0000 TEL 0000-00-0000 〇〇県△△市△△町△番△号	大・昭・平 42・5・20	令和 〇・12・18
	旧 乙野 次郎	〇〇県□□市□□町□番□号	昭33・11・11	
会計責任者	新 (ふりがな) へいの さぶろう 丙野 三郎	〒000-0000 TEL 0000-00-0000 〇〇県▲▲市▲▲町▲番▲号	大・昭・平 50・10・31	令和 〇・12・18
	旧 丁野 四郎	〇〇県■■市■■町■番■号	昭48・1・3	
会計責任者の職務代行者	新 (ふりがな) …………	〒 TEL	大・昭・平 ・・	令和 ・・
	旧		・・	
国会議員関係 政治団体	新			令和 ・・
	旧			
上記以外の事項	新			令和 ・・
	旧			

※異動項目のみを記入して、異動のない項目の欄には記入しないでください。
 ※記入の際は、裏面の備考や「政治団体の手引き」の記入例を参照ください。

【異動届の記載例（主たる事務所の所在地、主たる活動区域及び規約の異動）】

第11号様式（第4条関係）

楷書で丁寧に記載してください。

届出事項の異動届

異動の日から7日以内（事後届）

総務大臣 殿
山形県選挙管理委員会

令和〇〇年〇〇月〇〇日

異動後の情報を記載

政治団体の名称 ○○会
事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
代表者の氏名 甲野太郎

（注）異動がある場合は異動後の名称等を記載すること
 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動が
 あったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	異動内容			異動年月日
政治団体の名称	新 (ふりがな)			令和 ・・
	旧			
主たる事務所の所在地	新	〒000-0000 TEL(0000-00-0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号		令和 〇・12・18
	旧	〇〇県××市××町×番×号		
	氏名	住 所	生年月日	
代表者	新 (ふりがな)	〒 TEL	大・昭・平 ・・	令和 ・・
	旧		・・	
会計責任者	新 (ふりがな)	〒 TEL	大・昭・平 ・・	令和 ・・
	旧		・・	
会計責任者の職務代行者	新 (ふりがな)	〒 TEL	大・昭・平 ・・	令和 ・・
	旧		・・	
国会議員関係 政治団体	新			令和 ・・
	旧			
上記以外の事項 主たる活動 区域 規約	新 〇〇市 別紙のとおり	規約の変更内容の記載を省略する場合の記載例です。 この場合、新規約のみでなく、 <u>旧規約も忘れずに添付してください。</u>		令和 〇・12・18
旧 ××市 別紙のとおり				

※異動項目のみを記入して、異動のない項目の欄には記入しないでください。
 ※記入の際は、裏面の備考や「政治団体の手引き」の記入例を参照ください。

【異動届の記載例（課税上の優遇措置の適用関係の有無）】※ 楷書で丁寧に記載してください。

第11号様式（第4条関係）

届出事項の異動届

異動の日から7日以内（事後届）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿
山形県選挙管理委員会

政治団体の名称 ○○会
事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
代表者の氏名 甲野太郎

（注）異動がある場合は異動後の名称等を記載すること
 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動が
 あったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	異動内容			異動年月日
政治団体の名称	新 (ふりがな)			令和 ・・
	旧			
主たる事務所の所在地	新	〒 — TEL (— —)		令和 ・・
	旧			
	氏名	住所	生年月日	
代表者	新 (ふりがな)	〒 TEL	大・昭・平 ・・	令和 ・・
	旧		・・	
会計責任者	新 (ふりがな)	〒 TEL	大・昭・平 ・・	令和 ・・
	旧		・・	
会計責任者の職務代行者	新 (ふりがな)	〒 TEL	大・昭・平 ・・	令和 ・・
	旧		・・	
国会議員関係 政治団体	新	課税上の優遇措置の適用を受ける場合には、添付書類が必要となります。詳しくはP. 8の「4 その他(1)(2)」を御覧ください。		
	旧			
上記以外の事項	新 有			令和 〇・5・31
課税上の優遇措置の適用関係の有無	旧 無			

※異動項目のみを記入して、異動のない項目の欄には記入しないでください。
 ※記入の際は、裏面の備考や「政治団体の手引き」の記入例を参照ください。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があった場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があった場合には、異動後の文書を提出すること。

4 政治団体の解散届

問 5 政治団体が解散した場合には、どのような届出が必要となりますか。

(答)

政治団体が解散し、又は目的変更その他により政治団体でなくなったとき、又は特定パーティー開催団体が政治資金パーティーの開催を中止したときは、その代表者及び会計責任者であった者は、「政治団体解散届 P. 21」及び解散等の日現在で作成した「収支報告書」を解散等の日から 30 日以内（国会議員関係政治団体であった場合には 60 日以内）に提出する必要があります（法第 17 条、法第 19 条の 10）。この場合、内容不備の場合の便宜を考えると持参提出されることが適当です。届出先は、設立届の場合と同様です。（収支報告書の作成については、後述の問 9 参照）

なお、自然解散・自然消滅等は認められていないので、たとえ「法第 17 条第 2 項適用団体（P. 49 参照）」となり、解散したものとみなされる団体であっても必ず解散届を提出しなければなりません。

政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときには、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、当該支部が解散した旨及びその年月日の届出をすることができます。この場合、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、当該届出をした旨を通知しなければなりません。この場合、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は解散の日現在で作成した収支報告書を解散の日から 30 日以内（国会議員関係政治団体であった場合には 60 日以内）に提出する必要があります。

【解散届の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第18号様式（第11条関係）

政治団体解散届

解散の日から30日以内。
国会議員関係政治団体の
場合は60日以内。
(事後届)

資金管理団体の指定がされている政治
団体が解散した場合は、「資金管理団体
でなくなった旨の届」も必要です。

令和〇〇年3月15日

総務大臣
殿

〇〇県選挙管理委員会

政治団体の名称 ○○会

事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

代表者の氏名 甲野太郎

会計責任者の氏名 乙野次郎

令和〇〇年3月1日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する報告書を提出すること。

問6 資金管理団体について説明してください。

(答)

1 概要

公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。以下同じ。）は、その者のために政治資金の拠出を受け、その者の政治資金を取り扱う政治団体として、「資金管理団体」を指定することができます（法第19条第1項）。

資金管理団体は、公職の候補者1人につき一に限るものとし、自らがその代表者である政治団体（その者以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とするもの等を除く。）に限られます。

また、政治団体が支部を有する場合には、政治団体の本部及び支部はそれぞれ一の政治団体とみなされますので、資金管理団体の指定は、政治団体の本部又は支部のうちのいずれか一に限られます。

2 届出（法第19条第2－5項）

（1）指定の届出

公職の候補者は、資金管理団体の指定をしたときは、その指定の日から7日以内に、都道府県の選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会を経由して総務大臣に届け出なければなりません。（資金管理団体指定届 P.24）

（2）指定の取消し及び届出事項の異動の届出

（1）の届出をした者は、指定を取り消したとき、又は届出事項に異動があったときは、その取消しの日又はその異動の日から7日以内に届け出なければなりません。（資金管理団体指定取消届 P.25、資金管理団体届出事項の異動届 P.26）

（3）その他の届出

次のような場合も、その旨の届出が必要となります。（資金管理団体でなくなった旨の届 P.27）

① (1)の届出をした者が公職の候補者でなくなった場合

② (1)の届出をした者が指定した政治団体の代表者でなくなった場合

③ 指定した政治団体が解散した場合

④ 指定した政治団体が法第3条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する政治団体でなくなった場合

⑤ 指定した政治団体が当該指定の届出をした公職の候補者以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体となった場合

また、これらの事実が生じた場合は、この政治団体は資金管理団体としての法上の効果を失うことになります。

なお、代表者が死亡した場合は、当該団体の新たな代表者が資金管理団体でなくなった旨の届出（P.27）をすることになります。

（4）添付文書

（1）、（2）又は（3）の届出をする者は、これらの届出に記載した事項が真正であることを誓う旨の文書を併せて提出しなければなりません。（宣誓書：各様式下部に付属 P.24-27）

3 資金管理団体を指定することのメリット

（1）公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対する寄附（特定寄附）については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）に関する規定の適用がありません（法第19条の3第1項、第19条の4、第21条の3第4項、第22条第3項）。

（2）特定寄附以外に、公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限（150万円）に関する規定の適用はないものとされ、政党・政治資

金団体以外の政治団体に対する個人による寄附の総枠制限（1,000万円）の範囲内において寄附することができます（法第22条第3項）。

(3) 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えありません（公職選挙法第199条の5第3項）。

4 留意事項

- (1) 資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはいけません（法第19条の2の2）。
- (2) 資金管理団体の収支報告書においては、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費についても、1件当たり5万円以上の支出について内訳を記載し、併せてその領収書等の写しを提出しなければなりません（法第19条の5の2）。

【2(1) 「資金管理団体指定届」の記載例】※楷書で丁寧に記載してください。

第23号様式（第14条関係）

資金管理団体指定届

指定の日から7日以内（事後届）

令和〇〇年3月11日

資金管理団体は、公職の候補者等が代表者となっている政治団体で、1つのみ指定が可能

総務大臣 殿
〇〇県選挙管理委員会

公職の候補者の氏名及び住所を記載
(政治団体の主たる事務所の所在地ではありません)

公職の種類 衆議院議員 〇〇県第〇区選挙区（現職）
氏名 甲野 太郎
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番

選挙区において選挙することとされている場合には、当該選挙区名を付すこと。
(衆議院議員、参議院議員、山形県議会議員)

「(現職)」又は「(候補者等)」と記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 〇〇会
2 主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 (電話 XXXX-XX-XXXX)
3 代表者の氏名 甲野 太郎

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年3月11日

氏名 甲野 太郎

(備考) 指定日から届出日までの間の日付

1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。
2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあっては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者又は候補者となる者にあっては「衆議院議員 近畿選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

【2(2)及び3(3)「資金管理団体指定取消届」の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第24号様式 (第14条関係)

資金管理団体指定取消届

指定取消しの日から7日以内
(事後届)

令和〇〇年5月13日

総務大臣
山形県選挙管理委員会

公職の候補者の氏名及び住所を
記載
(政治団体の主たる事務所の所
在地ではありません)

氏名 甲野 太郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消した
ので、政治資金規正法第19条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 ○○会
2 主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 (電話 XXXX-XX-XXXX)

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年5月13日

氏名 甲野 太郎

指定取消しの日から届出日までの間の日付

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

【2(2) 「資金管理団体届出事項の異動届」の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第26号様式（第14条関係）

資金管理団体届出事項の異動届

総務大臣
殿
山形県選挙管理委員会

公職の候補者の氏名及び住所を記載
(政治団体の主たる事務所の所在地ではありません)

異動の日から 7 日以内
(事後届)

令和〇〇年 4 月 5 日

氏名 甲野 太郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第 19 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 ○〇会

公職の種類、資金管理団体に指定している政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名に異動がある場合に提出が必要です。

2 異動事項 主たる事務所の所在地

3 内容

(1) 新 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 (電話 0000-00-0000)

(2) 旧 〇〇県××市××町××番×号 (電話 XXXX-XX-XXXX)

4 異動年月日

令和〇〇年 4 月 1 日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 4 月 5 日

氏名 甲野 太郎

異動の日から届出日までの間の日付

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

【政治団体の解散や代表者の死亡などによる「資金管理団体でなくなった旨の届」の記載例】

※ 楷書で丁寧に記載してください。

第25号様式（第14条関係）

資金管理団体でなくなった旨の届

総務大臣

山形県選挙管理委員会

殿

公職の候補者の氏名及び住所を記載
(政治団体の主たる事務所の所在地ではありません)

令和〇〇年5月13日

代表者が死亡した場合には、当該団体の新たな代表者が届け出る

資金管理団体でなくなった理由
を書くこと
(例) 政治団体の解散
代表者が死亡したこと

氏名 甲野 太郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

下記の政治団体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に(〇〇〇〇〇)により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

〇〇会

2 主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

(電話 0000-00-0000)

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年5月13日

氏名 甲野 太郎

(備考)

資金管理団体でなくなった日
から届出日までの間の日付

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあっては、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

問7 政治団体の会計経理はどのように行えばよいのですか。

(答)

1 概要

政治団体の会計経理について会計責任者は、会計帳簿（「収入簿」、「支出簿」及び「運用簿」をいいます。）を備え、政治団体の全ての収入、支出及び金銭の運用に関する事項等、次に掲げる事項を記載しなければなりません（法第9条第1項）。

(1) 収入（収入簿）

① 個人が負担する党費又は会費

ア 件数

イ 金額

ウ 納入年月日

※この場合、個々の氏名・金額・納入年月日等を記載した補助簿を備えておきます。

② 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされます。）

ア 寄附者の氏名・住所・職業（団体にあっては、名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

イ 金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額）

ウ 寄附年月日

エ 主たる構成員が外国人等である団体や発行済み株式総数の過半数を外国人等が保有している組織のうち、日本法人であって、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものであるときはその旨

オ 資金管理団体にあっては、寄附のうち「特定寄附」（P27の2参照）があるときはその旨

カ 遺贈によってなされた寄附についてはその旨

③ あっせんによる寄附

ア あっせん者の氏名・住所・職業（団体にあっては、名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

イ あっせんに係る寄附金額

ウ あっせん寄附金を集めた期間及び団体への提供年月日

④ 政党匿名寄附（政党又は政治資金団体に対する寄附で、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われるもので、1件当たりの金額が1,000円以下のもの）

ア 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとの合計額

イ 寄附年月日

ウ 寄附を受けた場所

⑤ 機関紙誌の発行その他の事業収入

ア 事業の種類

イ 事業の種類ごとの金額

ウ 収入年月日

⑥ 政治資金パーティーの対価に係る収入（政治資金パーティーごとの記載が必要）

ア 政治資金パーティーの名称・開催年月日・開催場所

イ 対価に係る収入の金額

ウ 対価の支払をした者の氏名・住所・職業（団体にあっては、名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

エ 当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

オ 他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称

⑦ あっせんによる政治資金パーティーの対価に係る収入（政治資金パーティーごとの記載が必要）

ア あっせん者の氏名・住所・職業（団体にあっては、名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

- イ あっせんに係る収入の金額
 - ウ イを集めた期間及び団体への提供年月日
 - (8) 借入金
 - ア 借入先
 - イ 借入先ごとの金額
 - ウ 借入年月日
 - (9) 交付金
 - ア 交付金を供与した本部又は支部の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名
 - イ 交付金額
 - ウ 交付年月日
 - (10) その他の収入
 - ア 収入の基図となった事実
 - イ 収入金額
 - ウ 収入年月日
- (2) **支出（支出簿）**
- ア 支出を受けた者の氏名・住所（団体にあっては、名称・主たる事務所の所在地）
 - イ 支出の目的
 - ウ 支出金額
 - エ 支出年月日
- (3) **金銭等の運用（運用簿）**
- ア 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）については、その種類・金融機関等の名称・所在地・預入れ(払戻し)金額・預入れ(払戻し)年月日
 - イ 国債証券等については、種類・銘柄・取得（譲渡）先の氏名又は名称及び住所又は所在地・取得（譲渡・償還）価額・取得（譲渡・償還）年月日
 - ウ 金銭信託については、受託者名・所在地・信託額・設定(終了)年月日・信託期間

2 特定寄附

政治団体が資金管理団体である場合、その届出をした公職の候補者が特定寄附をするときは、文書で、会計責任者にその旨を通知しなければなりません。そして、資金管理団体の会計責任者は、当該通知に係る文書を、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません（法第19条の3）。

また、特定寄附については、その旨を帳簿に記載しなければなりません（法第19条の4）。

【特定寄附】

資金管理団体の届出をした公職の候補者がその者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対してする寄附

3 会計経理上のその他の留意点

(1) 政治資金の運用の規正（法第8条の3）

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならないものとされています。

- ア 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- イ 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- ウ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

(2) 会計責任者に対する明細書の提出（法第10条）

- ア 政治団体のために寄附を受け、又は支出をした場合の明細書
 - 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から7日以内に、寄附をした者の氏名・住所・職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称・主たる事務所の所在

地・代表者の氏名)・寄附の金額・年月日又は支出を受けた者の氏名・住所(支出を受けた者が団体である場合には、その名称・主たる事務所の所在地)・支出の目的・金額・年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければなりません。

これは、この支出も法第9条の規定により政治団体の支出に含まれることとされているので、その明細を会計責任者において完全に把握する必要があるからです。

イ 寄附のあっせんをした場合の明細書

政治団体のために寄附のあっせんをした者は、その寄附のあっせんを終えた日から7日以内に、当該寄附をした者及びあっせんをした者の氏名、住所及び職業、寄附の金額及び年月日並びにあっせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

ウ 政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをした場合の明細書

政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをした者は、そのあっせんを終えた日から7日以内に、対価の支払をした者及びあっせんをした者の氏名、住所及び職業、支払われた対価の金額及び年月日並びにあっせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

(3) 領収書等の徴収(法第11条、法第19条の9)

ア 会計責任者又は代表者若しくは会計責任者と意思を通じて団体のために支出をした者は、1件5万円以上の全ての支出(国会議員関係政治団体にあっては、1件1円以上の全ての支出)について、支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければいけません。ただし、これを徴し難い事情があるとき(銀行振込、口座振替等)は、この限りではありません。

イ 代表者又は会計責任者と意志を通じて団体のために1件5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあっては、1件1円以上の支出)をしたものは、領収書等(振込みの方法により支出したときには、金融機関が作成した振込みの明細書であって、金額及び年月日を記載したもの(振込明細書))を直ちに会計責任者に送付しなければなりません。

(4) 会計責任者の事務の引継ぎ(法第15条)

ア 会計責任者の更迭があった場合は、前任者は、退職の日から15日以内に、その担任事務を後任者に引き継がなければなりません。前任者が引継ぎをし、又は後任者が引継ぎを受けることができないときは、その職務代行者において行わなければなりません。

イ 引継ぎをする場合は、引継ぎをする者において引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨及びその年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿、(2)の明細書、(3)の領収書等をその他の書類とともに引き継がなければなりません。

これは、会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任の会計責任者に引継ぎ義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性を保持しようとするものです。

(5) 会計帳簿等の保存(法第16条)

会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、収支報告書が公表された日から3年間保存しなければなりません。

また、上場・外資50%超会社(P45の4(3)参照)から寄附を受けた場合には、当該会社からの上場・外資50%超である旨の通知文書についても収支報告書が公表された日から3年間保存しなければなりません。

(6) 会計処理に関する罰則(法第23条、第24条)

種類	内容	罰則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	当該政治団体の役職員又は構成員として法第8条の規定に違反して寄附を受け又は支出をした者	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
会計帳簿の備付け違反、不記載、虚偽記載	法第9条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第18条第3項若しくは第19条の4の規定に違反して、会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
明細書の不提出、不記載、虚偽記載	法第10条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

	しくはこれに虚偽の記入をした者	の罰金
領収書等の不徴収、不送付、虚偽記載	法第 11 条の規定に違反して領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者	3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、振込明細書、支出目的書の保存義務違反、これらへの虚偽記載	法第 16 条第 1 項の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、振込明細書、支出目的書を保存しない者又はこれらに虚偽の記入をした者	3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
会計責任者の事務の引継ぎの不履行	法第 15 条の規定に反して、会計責任者の更迭があった場合において、前任者で、退任から 15 日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がない者 上記の場合において、後任者が引継ぎを受けることができないときに、会計責任者の職務を行う者で、引継ぎを受けない者又は後任者に引継ぎをできるようになったときに、これを直ちに引き継がない者 前段の引継ぎをする場合において、引継ぎ書を作成せず、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載せず、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印せず、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしない者	3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
監督上の措置に対する説明拒否、訂正拒否、虚偽訂正	法第 31 条の規定により、形式上の不備又は記載が不十分と認められた届出書類、報告書若しくはこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下「報告書等」）について、求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者	3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
会計責任者の残高確認書又は差額説明書の保存義務違反、虚偽記載（国会議員関係政治団体のみ）	第 19 条の 11 の 3 の規定により読み替えて適用する法第 16 条第 1 項の規定に違反して残高確認書又は差額説明書を保存しない者又はこれらに虚偽の記入をした者	3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
代表者による確認義務違反（国会議員関係政治団体のみ）	第 19 条の 14 の 2 第 2 項の規定に違反して確認書を交付しない者又は確認をしないで確認書を交付した者	50 万円以下の罰金
会計責任者による代表者に対する収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等（国会議員関係政治団体のみ）	第 19 条の 14 の 2 第 1 項の規定に違反して代表者に対して収支報告書の説明をせず、又は虚偽の説明をし、若しくは同条第 2 項の規定による確認を妨げた者	100 万円以下の罰金
収支報告書に添付すべき確認書の未添付（国会議員関係政治団体のみ）	第 19 条の 14 の 2 第 4 項の規定に違反して確認書の添付をしなかった者	50 万円以下の罰金

【1(1)収入簿の記載例】

項目	摘要	金額	年月日	備考
1 個人の負担する党費又は会費	A他 30名分 B他 19名分 合 計	円 31,000 20,000 51,000	○. 1. 30 ○. 9. 10	
2の1 寄附 (政党匿名寄附を除く。)				
(1) 個人からの寄附	④甲野一郎 乙野次郎 丙野三郎 丁野四郎 小 計	1,650,000 1,800,000 300,000 20,000 3,770,000	○. 4. 15 ○. 4. 20 ○. 9. 12 ○. 11. 9	住所 (職業) 〃 遺贈 〃 〃
(2) 法人その他の団体からの寄附	C株式会社 D株式会社 小 計	300,000 500,000 800,000	○. 8. 10 ○. 10. 11	所在地 (代表者) 〃
(3) 政治団体からの寄附	E後援会 F研究会 E後援会 小 計 合 計	1,300,000 800,000 900,000 3,000,000 7,570,000	○. 7. 25 ○. 7. 30 ○. 11. 30	所在地 (代表者) 〃 〃
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				
(1) 個人によるもの	甲野次郎 小 計	730,000 730,000	○. 10. 16	住所 (職業) (○. 10. 11～○. 10. 15)
(2) 法人その他の団体によるもの	O株式会社 小 計	500,000 500,000	○. 12. 15	所在地 (代表者) (○. 11. 10～○. 12. 10)
(3) 政治団体によるもの	P後援会 小 計 合 計	800,000 800,000 2,030,000	○. 2. 18	所在地 (代表者) (○. 1. 31～○. 2. 15)
2の2 政党匿名寄附 (注)	○○街頭集会 合 計	97,300 97,300	○. 4. 1	開催場所
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	甲機関紙 〃 〃 小 計	850,000 750,000 500,000 2,100,000	○. 1. 23 ○. 4. 21 ○. 7. 25	
(2) 政治資金パーティー開催事業	○○パーティー 小 計	850,000 850,000	○. 7. 10	開催場所

(注) これらはあくまで記載例であり、「特定寄附」は資金管理団体に限り受けることができる寄附です。また、「法人その他の団体からの寄附」及び「政党匿名寄附」は、政党又は政治資金団体以外の団体は受けられません。

項目	摘要	金額	年月日	備考
〔政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳〕	○○パーティー	円		
ア 個人からの対価の支払	甲山一郎	60,000	○. 5. 1	住所 (職業)
	乙山次郎	40,000	○. 6. 1	"
イ 法人その他の団体からの対価の支払	G 株式会社	500,000	○. 6. 10	所在地 (代表者)
	H 株式会社	100,000	○. 6. 12	"
ウ 政治団体からの対価の支払	I 後援会	100,000	○. 6. 5	所在地 (代表者)
	J 研究会	50,000	○. 6. 17	"
	(内訳の計)	850,000		
〔政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳〕				
ア 個人によるもの				
イ 法人その他の団体によるもの				
ウ 政治団体によるもの				
(3) その他の事業	書籍販売事業	600,000	○. 12. 10	
	小計	600,000		
	合計	3,550,000		
4 借入金	K銀行○○支店	800,000	○. 6. 29	
	L銀行○○支店	500,000	○. 12. 5	
	合計	1,300,000		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	A政治団体	465,000	○. 10. 12	所在地 (代表者)
	合計	465,000		
6 その他の収入	M銀行預金利子	5,000		
	N銀行預金利子	12,000	○. 2. 10	
	合計	17,000	○. 8. 19	
収入の総額		14,580,300		

【1(2)支出簿の記載例】

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費		円			
(1) 人件費	給料	1,200,000	○. 1. 14	甲川一郎	住所
	ボーナス	600,000	○. 12. 5	"	"
	合 計	1,800,000			
(2) 光熱水費	ガス代	3,000	○. 2. 9	○○ガス	所在地
	電気代	2,000	○. 2. 13	○○電力(株)	"
	水道料	1,000	○. 2. 21	○○水道局	"
	合 計	6,000			
(3) 備品・消耗品費	ロッカー	50,000	○. 3. 10	○○事務機(株)	所在地
	机	10,000	○. 3. 10	"	"
	用紙	3,000	○. 7. 3	"	"
	合 計	63,000			
(4) 事務所費	茶代	4,000	○. 4. 1	○○園(有)	所在地
	電話料	15,000	○. 9. 5	○○電話局	"
	事務所家賃	31,000	○. 10. 19	○○不動産	"
	合 計	50,000			
	総 計	1,919,000			
2 政治活動費					
(1) 組織活動費					
ア 組織対策費	パンフレット印刷代	900,000	○. 2. 1	○○印刷(株)	所在地
	食事代	25,000	○. 3. 1	○○食堂	"
	小 計	925,000			
イ 大会費	会場借上料	100,000	○. 9. 10	○○会館	所在地
	弁当代	50,000	○. 9. 10	○○食堂	"
	小 計	150,000			
	合 計	1,075,000			
(2) 選挙関係費	陣中見舞	100,000	○. 10. 3	甲野太郎	住所
	合 計	100,000			
(3) 機関紙誌の発行					
その他の事業費					
ア 機関紙誌の	原稿料	110,000	○. 3. 10	乙川次郎	住所
発行事業費	印刷代	1,500,000	○. 8. 15	○○印刷(株)	所在地
	発送費	70,000	○. 1. 10	○○郵便局	"
	"	80,000	○. 4. 11	"	"
	"	80,000	○. 7. 31	"	"
	小 計	1,840,000			

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考項目
項目	摘要				
イ 宣伝事業費	自動車購入	円 1,300,000	○. 1. 19	○○自販(株)	所在地
	ガソリン代	230,000	○. 12. 25	○○石油	〃
	ポスター印刷代	400,000	○. 7. 5	○○印刷(株)	〃
	ポスター発送費	15,000	○. 7. 19	○○郵便局	〃
	小 計	1,945,000			
	ウ 政治資金パーテイー開催事業費	案内状印刷 案内状発送費 食事代 会場借上料	50,000 10,000 500,000 200,000	○○印刷(株) ○○郵便局 ○○ホテル 〃	〃 〃 〃 〃
	エ その他の事業費	書籍原稿料 書籍印刷代 小 計 合 計	200,000 200,000 400,000 4,945,000	丙川三郎 ○○印刷	住所 所在地
	(4) 調査研究費	「政治団体手引」 「政党政治」 合 計	11,000 10,000 21,000	○○書店 〃	所在地 〃
	(5) 寄附・交付金	支部交付金 〃 合 計	100,000 100,000 200,000	②A政治団体 ②B政治団体	所在地 〃
	(6) その他の経費	借入金返済 〃 合 計 総 計	500,000 400,000 900,000 7,241,000	A銀行C支店 B銀行D支店	所在地 〃
支出の総額			9,160,000		

【1(3)運用簿の記載例】

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備 考
項目	摘要	金 額	年月日	金 額 (a)	預入れ等に 係る金銭等 の金額(b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金又は定期貯金(6月)		500,000	○. 6. 1	510,000	500,000	10,000	○. 12. 1	甲銀行 (乙支店) 所在地○○
2 国債証券等	長期国債(10年)	10,000,000	○. 10. 1					甲銀行 (丙支店) 所在地○○
3 金銭信託	ビッグ(2年)	5,000,000	○. 12. 1					甲信託銀行 (丁支店) 所在地○○

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、全ての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) 全ての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて記載すること。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
ア 個人からの寄附にあっては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（会社役員）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「特甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）にあっては、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。
- (6) 寄附のうち、寄附のあっせんをされたものについては、寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあっては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パ

一ティー開催事業にあっては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、当該事業の内容を具体的に記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

(ア) 個人からの対価の支払にあっては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○号室（会社役員）」というように記載すること。

(イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

(ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（東京都支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあっせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

(9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

(10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

なお、同一の組織における本部や支部ではない相手方からの収入であれば「機関紙誌の発行その他の事業収入」に該当するようなものであっても、本部や支部からの収入である場合は、「交付金」として整理すること。

例) ①A党甲支部 ②A党乙支部 ③B後援会 の3つの団体があり、①と②はそれぞれ同一組織の支部である。

問 ①が、②で催した研修会、③で催した政治資金パーティーについて、それぞれ参加のための費用を支出した。この場合、収入側の②及び③の収入簿において、それぞれどの区分に記載すべきか。

答 ②では「交付金」として記載し、③では「機関紙誌の発行その他の事業収入」として記載すべき。

(11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託会社）運用益」というように記載すること。

(12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) 全ての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) 全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「（甲）乙（支店）」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区○○町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
- (6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
- (ア) 機関紙誌の発行 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーテイー 開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、贊助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。
- (7) 支出簿は、毎年 12 月 31 日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 運用簿

- (1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第 8 条の 3 各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 運用とは、金銭等を法第 8 条の 3 各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。
- (3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補填の契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。
- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。
- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号」というように記載すること。また、この払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号」というように記載すること。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町 1

「丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

(9) 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものに、適宜、記載することができるものであること。

問8 政治活動に関する寄附を出したり、受けたりする場合には、どのような制限がありますか。

(答)

政治資金規正法では、寄附に関する制限として、「会社、労働組合等の寄附の制限」(法第21条)、「公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止」(法第21条の2)、「寄附の量的制限」(法第21条の3、第22条)、「寄附の質的制限」(法第22条の3～第22条の6)、「寄附のあっせんの制限」(法第22条の7)及び「政治資金パーティーの対価の支払に関する制限」(法第22条の8)を定めています。

このうち、寄附の量的制限は、個人・会社・労働組合・その他の団体ごとに定められた「総枠制限」と、政党と政治資金団体以外の者に対する「個別制限」とに分類されます。また、寄附の質的制限は、「特定会社」・「赤字会社」・「外国人等」・「匿名寄附」に関する制限に大別されます。

なお、公職選挙法では、寄附に関する制限として、「特定の寄附の禁止」(法第199条)、「公職の候補者等の寄附の禁止」(法第199条の2)、「公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止」(法第199条の3)、「公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止」(法第199条の4)、「後援団体に関する寄附等の禁止」(法第199条の5)を定めています。

1 会社、労働組合等の寄附の制限（法第21条）

会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）が、政党及び政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党の指定を受け総務大臣にその旨の届出がなされているもの）以外の者に対して政治活動に関する寄附をすることは禁止されています。

2 公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止（法第21条の2）

- (1) 公職の候補者の政治活動に関する金銭等（金銭及び有価証券）による寄附をすることは、選挙運動に関するものを除き、禁止されています。
- (2) ただし、政党がする寄附、政治団体に対する寄附は、金銭等によるものも認められます（1及び3の制限有）。

※ 令和9年1月1日以降、政党がする寄附は、選挙運動に関するものを除き、禁止されます。

3 寄附の量的制限

(1) 総枠制限（法第21条の3）

政治活動に関する寄附は、年間（暦年）を通じて、次に掲げる額を超えてはならないことになっています。

ア 個人のする寄附

- | | |
|--------------------------|---------|
| ◎ 政党・政治資金団体に対する寄附 | 2,000万円 |
| ◎ その他の政治団体、公職の候補者等に対する寄附 | 1,000万円 |

イ 会社のする寄附

会社（会社法により設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社をいう。）の政治活動に関する寄附の限度額は、次のように定められています。

資本金の額又は出資の金額	政党・政治資金団体に対する寄附
10 億円以上～	10 億円未満
50 億円以上～	50 億円未満
100 億円以上～	100 億円未満
150 億円以上～	150 億円未満
200 億円以上～	200 億円未満
250 億円以上～	250 億円未満
300 億円以上～	300 億円未満
350 億円以上～	350 億円未満
400 億円以上～	400 億円未満
450 億円以上～	450 億円未満
500 億円以上～	500 億円未満
550 億円以上～	550 億円未満
600 億円以上～	600 億円未満
650 億円以上～	650 億円未満
700 億円以上～	700 億円未満
750 億円以上～	750 億円未満
800 億円以上～	800 億円未満
850 億円以上～	850 億円未満
900 億円以上～	900 億円未満
950 億円以上～	950 億円未満
1,000 億円以上～	1,000 億円未満
1,050 億円以上～	1,050 億円未満
	1 億円

ウ 労働組合又は職員団体のする寄附

労働組合又は職員団体の政治活動に関する寄附の限度額は、次のように定められています。なお、「労働組合」とは、労働組合法第2条に規定するものをいい、「職員団体」とは、国家公務員法第108条の2又は地方公務員法第52条に規定するものをいいます。

組合員又は構成員の数	政党・政治資金団体に対する寄附
5 万人以上～	5 万人未満
10 万人以上～	10 万人未満
15 万人以上～	15 万人未満
20 万人以上～	20 万人未満
25 万人以上～	25 万人未満
30 万人以上～	30 万人未満
35 万人以上～	35 万人未満
40 万人以上～	40 万人未満
45 万人以上～	45 万人未満
50 万人以上～	50 万人未満
55 万人以上～	55 万人未満
60 万人以上～	60 万人未満
65 万人以上～	65 万人未満
70 万人以上～	70 万人未満
75 万人以上～	75 万人未満
80 万人以上～	80 万人未満
85 万人以上～	85 万人未満
90 万人以上～	90 万人未満
95 万人以上～	95 万人未満
100 万人以上～	100 万人未満
105 万人以上～	105 万人未満
110 万人以上～	110 万人未満
	1 億円

エ その他の団体

イ、ウ以外の団体の政治活動に関する寄附の限度額は、次のように定められています。

前年における年間の経費の額	政党・政治資金団体に対する寄附
2千万円未満	750万円
2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
8千万円以上～1億円未満	3,500万円
1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
2億円以上～2億2千万円未満	6,300万円
2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
3億円以上～3億2千万円未満	7,800万円
3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
4億円以上～4億2千万円未満	9,300万円
4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
4億6千万円以上～	1億円

- (注) 1 上部団体とその構成団体たる下部団体がある場合は、それぞれ別個の団体として、総量規制されます。
- 2 資本金の額や組合員の数等は、当該年の初日における金額又は人数をいい、年の中途において設立、結成された場合は、その設立、結成時の金額又は人数をいいます。
- 3 「前年における年間の経費の額」とは、前年において支出した金銭の総額から、借入金の償還金の額及び資本的支出として総務省令で定める支出（土地の購入費並びに建物の購入費及び建設費に係る支出）の金額を除いた額をいい、年の中途において組織された団体がその年においてする寄附については、前年における年間の経費の額が2,000万円未満であるものとみなされます。
- (2) 個別制限（法第22条）
- ア 個人から政党・政治資金団体以外の同一の者に対する寄附は、年間を通じて150万円を超えることができません。
- イ 政党・政治資金団体以外の政治団体から政党・政治資金団体以外の同一の政治団体に対する寄附は、年間を通じて5,000万円を超えることができません。
- (3) 適用除外（法第21条の3第4項、第22条第3項）
- 総枠制限は、政治団体のする寄附、特定寄附及び遺贈によってする寄附については適用されません。
- また、個別制限は、政党及び政治資金団体のする寄附、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）並びに遺贈によってする寄附については適用されません。
- (4) 違法な寄附の受領禁止（法第22条の2）
- 何人も、これらの制限に違反してされる寄附を受けてはいけません。
- (5) その他
- ア これらの量的制限の適用においては、政治団体に支部がある場合は、本部と支部を通じて1の政治団体として取り扱われます。
- イ 法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされます。

【寄附の量的制限一覧】

寄附者	受領者	政治団体			公職の候補者
		政党・ 政治資金団体	資金管理団体	その他政治団体	
個人	総枠制限	年間 2,000 万円	年間 1,000 万円 <ul style="list-style-type: none"> 政治家個人に対しては、選挙運動に関するものを除き、金銭等によるものは禁止 資金管理団体への特定寄附は制限なし 		
	個別制限	制限なし	年間 150 万円 自身の資金管理団体に対する寄附は、制限なし	年間 150 万円	年間 150 万円 ただし、選挙運動に関するものを除き、金銭によるものは禁止
会社・労組・その他の団体等	総枠制限	資本金、組合員数等に応じて 年間 750 万円 ～1億円	禁止	禁止	禁止
	個別制限	制限なし	禁止	禁止	禁止
政治団体	総枠制限	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし ただし、選挙運動に関するものを除き、金銭によるものは禁止
	個別制限	制限なし	年間 5,000 万円 （政治資金団体を除く）	年間 5,000 万円 （政治資金団体を除く）	制限なし ただし、選挙運動に関するものを除き、金銭によるものは禁止
政党	総枠制限	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし (※)
	個別制限	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし (※)

※ 令和9年1月1日以降、政党が公職の候補者個人に対し、選挙運動に関するものを除き、金銭による寄附は禁止される。

4 寄附の質的制限

(1) いわゆる特定会社の寄附禁止（法第 22 条の 3）

ア 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第 3 条第 1 項の規定による政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その通知を受けた日から 1 年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることができません。

イ 国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることはできません。

ウ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から 1 年を経過する日までの間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることはできません。

エ 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることはできません。

オ 何人も、ア～エに違反する寄附を勧誘し、若しくは要求し、又はそれを知りながら受けはならないこととされております。

(2) 赤字の会社の寄附禁止（法第 22 条の 4）

3 事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはいけません。また、何人も、その規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはなりません。

(3) 外国人等からの寄附禁止（法第 22 条の 5）

何人も外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（以下「外国人、外国法人等」という。）から、政治活動に関する寄附を受けてはなりません。

ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体や発行済み株式総数の過半数を外国人又は外国法人が保有している組織のうち、日本法人であって、その発行する株式が金融商品取引所において 5 年以上継続して上場されている者（以下「上場・外資 50% 超会社」という。）がする寄附についてはこの限りではありません。なお、その場合は、上場・外資 50% である旨を寄附を受ける政治団体に通知することとされています。

※ 令和 9 年 1 月 1 日より、外国人、外国法人等は、外国人、外国法人等であること等でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません。

(4) 匿名等の寄附禁止（法第 22 条の 6）

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が千円以下のものは除く。）で、政治活動に関する寄附をしてはなりませんし、受けてはなりません。

5 寄附のあっせんの規制

(1) 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力をを利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、あっせんに係る行為をしてはなりません（法第 22 条の 7 第 1 項）。

(2) 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で寄附を集めてはなりません。（法第 22 条の 7 第 2 項）

6 政治資金団体に係る寄附の方法の制限（法第 22 条の 6 の 2）

(1) 何人も、預金等の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附（千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。）をしてはなりません。

(2) 政治資金団体は、預金等の口座への振込み又は振替によることなく、政治活動に関する寄附

- (千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。) をしてはなりません。
- (3) 何人も、(1)又は(2)に違反してされる寄附を受けてはなりません。
- (4) これらに違反した寄附に係る金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属することになります。

7 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限（法第22条の8、第22条の8の2）

- (1) 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて当該パーティーの対価の支払を受けてはなりません。
- (2) 政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめ、当該パーティーの対価の支払をする者に對し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。なお、告知のための文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」と定められています。
- (3) 4の(4)匿名等の寄附禁止及び5の寄附のあっせんの規制については、政治資金パーティーの対価の支払について準用されます。
- (4) 政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込み以外の方法で、政治資金パーティーの対価の支払をすることはできません。政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外によってすることがやむを得ないと認められる場合については、口座への振込み以外の方法によってすることができますが、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。
- (5) 令和9年1月1日より、何人も、外国人、外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならず、また、外国人、外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。

8 渡切りの方法による支出の禁止（法第8条の2の2）

政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができません。

9 公職選挙法による寄附の制限

贈る人	名義	贈る時期等	贈る相手等	例外	関係条文
公職の候補者 (候補者となる者とする者及び公職にある者を含む。以下同じ) ※1	名義の様は不問	いつでも	選挙区内にある者	<ul style="list-style-type: none"> 政党その他の政治団体又はその支部に対するもの。(ただし、当該団体が本人の後援団体である場合は、選挙前一定期間(※2)は禁止) 公職の候補者本人の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族。以下同じ。)に対するもの 公職の候補者本人が行う政治教育集会に関して、必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。)をする場合(ただし、当該集会が選挙前一定期間(※2)に行われる場合や饗応接待が行われる場合には、例外が適用されず禁止) 公職の候補者本人が自ら出席し、その場において渡す結婚の祝儀・葬儀の香典は罰則の対象とならない。(ただし、選挙に関してなされたものや、通常一般の社交の程度を超えている場合は罰則の対象となる。) 	199の2 ①
公職の候補者以外の者 ※1	公職の候補者の名義	いつでも	選挙区内にある者	<ul style="list-style-type: none"> 公職の候補者本人の親族に対するもの 公職の候補者本人が行う政治教育集会に関して、必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。)をする場合(ただし、当該集会が選挙前一定期間(※2)に行われる場合や饗応接待が行われる場合には、例外が適用されず禁止) 	199の2 ②
公職の候補者が役職員又は構成員である会社、団体	名義の様は不問	いつでも	選挙区内にある者	<ul style="list-style-type: none"> 政党その他の政治団体又はその支部に対するもの(ただし、企業・団体は、政治資金規正法により政党及び政治資金団体を除く政治団体に寄附できない。) 	199の3
公職の候補者の氏名を冠した会社・法人・団体、公職の候補者の氏名が類推されるような名称の会社・法人・団体	名義の様は不問	選挙に関して	選挙区内にある者	<ul style="list-style-type: none"> 政党その他の政治団体又はその支部に対するもの(ただし、企業・団体は、政治資金規正法により政党及び政治資金団体を除く政治団体に寄附できない。) 公職の候補者本人に対するもの(ただし、企業・団体は、政治資金規正法により公職の候補者に寄附できない。) 	199の4

後援団体	名義の 態様は 不問	いつでも	選挙区内に ある者	• 政党その他の政治団体又はその支部に対 するもの • 公職の候補者本人に対するもの • 後援団体がその設立目的により行う行事 又は事業に関し、寄附する場合（ただし、 冠婚葬祭に関するもの及び選挙前一定期 間（※2）は禁止）	199 の 5 ①
何人も		選挙前一定 期間 (※2)	後援団体の 行 事 を通じ て選挙区内 に 有る者に 対 し てする 饗應接待、金 銭、記念品そ の 他 の 物 品 の 供 与		199 の 5 ②
公職の候補者			本人の後援 団体	• 資金管理団体に対するもの	199 の 5 ③
国・地方公共団体と請負そ の他特別の利益を伴う契 約の当事者である者※1		選挙に關し て	指定なし		199①
融資につき国・地方公共団 体から利子補給金の付 の決定を受けている者よ り、融資を受けている会社 その他の法人※1		選挙に關し て、補給金 の付 交 決 定 の 通 知を受 けた日から 付 交 日より 1年を経過 した日まで	指定なし	• 融資が試験研究、調査及び災害復旧に係る ものである場合	199②

※1 これらの者に対し、寄附をすることを勧誘又は要求することも禁止されます（199 の 2 ③④、
200）。

※2 任期満了日の前 90 日に当たる日から選挙の期日までの間（任期満了以外の場合は、解散の日の
翌日又は選挙事由発生の告示の日の翌日から選挙期日までの間）

問9 政治団体の収支報告書の作成と提出について説明してください。

(答)

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年における収入、支出その他の事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内（1月1日から3月31日までの間。ただし、その間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、4月以内（1月1日から4月30日までの間）。）に、提出しなければなりません（法第12条）。

なお、国会議員関係政治団体の会計責任者については、政治資金監査を受けなければいけない関係上、毎年12月31日現在で、その年における収入、支出その他の事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（1月1日から5月31日までの間。ただし、その間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、6月以内（1月1日から6月30日までの間）。）に、提出しなければなりません（法第19条の10）。

また、特定パーティー開催団体の代表者と会計責任者は、当該パーティーの収入及び支出について記載した収支報告書を、当該パーティーの終了した日から3月以内に提出しなければなりません（法第12条第1項、第18条の2第2項）。提出先は、政治団体の設立届の場合と同様です（問2参照）。

なお、この収支報告書を2年連続して（特定パーティー開催団体にあっては、期限までに）提出しなかった政治団体は、提出期限を経過した日以後は、設立の届出をしていないものとみなされ、政治活動のために寄附又は対価の支払いを受け、又は支出をすることが禁止されます（「法第17条第2項適用団体」法第17条2項、第18条の2第2項、問2参照）。

1 収支報告書に記載する事項

収支報告書には、その年（特定パーティー開催団体にあっては当該パーティー）における全ての収入、支出等について、次に掲げる事項を記載しなければなりません（法第12条、第18条の2第2項）。

- (1) 収入及び支出の総額
- (2) 次の項目ごとの金額

ア 収入

- ① 個人が負担する党費又は会費
 - ② 寄附（法人の負担する党費又は会費を含む。）
 - ③ 寄附のうちあっせんに係る寄附
 - ④ 政党匿名寄附
 - ⑤ 機関紙誌の発行その他の事業による収入
 - ⑥ ⑤のうち特定パーティー（特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを含む。）の対価に係る収入
 - ⑦ 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（同一の者からの対価の支払で、合計金額が20万円（令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから、5万円）を超えるもののみ）
 - ⑧ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうちあっせんによるもので、合計金額が20万円（令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから、5万円）を超えるものの内訳
 - ⑨ 借入金
 - ⑩ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 - ⑪ その他の収入
- イ 支出（①～④：経常経費、⑤～⑪：政治活動費）
- ① 人件費

- ② 光熱水費
- ③ 備品・消耗品費
- ④ 事務所費
- ⑤ 組織活動費
- ⑥ 選挙関係費
- ⑦ 機関紙誌の発行その他の事業費
- ⑧ 調査研究費
- ⑨ 寄附・交付金
- ⑩ その他の経費
- ⑪ 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

(3) (1)及び(2)に掲げる金額のほか、次に掲げる事項

ア 収入

- ① 個人が負担する党費又は会費については、その金額及び納入者の数
- ② 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについて、寄附者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）、寄附金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社であるときはその旨。

なお、5万円以下の寄附であっても明細を報告することを妨げないこととされており（法第13条）、所得税法上の寄附金控除の規定の適用を受ける場合は、同様に明細を報告しなければなりません。
- ③ 同一の者によってあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、あっせんした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）並びにあっせんに係る寄附金額、これを集めた期間及びこれが政治団体に提供された年月日
- ④ 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所
- ⑤ 機関紙誌の発行その他の事業収入については、その事業の種類及びその種類ごとの金額
- ⑥ 特定パーティー（特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを含む。）の対価に係る収入については、当該パーティーごとの名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払いをした者の数
- ⑦ 特定パーティー（特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを含む。）の対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数
- ⑧ 特定パーティー（特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを含む。）を他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称
- ⑨ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払で、その金額の合計額が20万円（令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから、5万円）を超えるものについては、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日
- ⑩ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によってあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円（令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから、5万円）を超えるものについては、当該あっせん者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及び団体に提供された年月日
- ⑪ 借入金については、借入先、借入先ごとの金額
- ⑫ 政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日
- ⑬ その他の収入で1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が10万円以上のものについては、その基因となった事実並びにその金額及び年月日

イ 支出

- ① 経常経費（人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費）以外の経費で1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が5万円以上のもの（国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあっては1万円を超えるもの）については、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的、金額及び年月日
- ② 資金管理団体である間に行つた支出にあっては、経常経費のうち人件費以外の経費で1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が5万円以上のもの（国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあっては1万円を超えるもの）については、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的、金額及び年月日
- ③ 政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、支出項目の別並びに金額及び年月日

ウ 資産等

- ① 土地については、その所在、面積、取得価額及び取得年月日
- ② 建物については、その所在、床面積、取得価額及び取得年月日
- ③ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、取得価額及び取得年月日
- ④ 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合における不動産については、不動産の利用の現況（平成19年の法改正により、資金管理団体は、不動産の取得等が制限されています（法第19条の2の2）が、法改正前に取得等をした不動産については、引き続き保有が認められています）
- ⑤ 取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得価額及び取得年月日
- ⑥ 預金又は貯金については、その残高
- ⑦ 金銭信託については、信託額及び信託設定年月日
- ⑧ 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受託証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得価額及び取得年月日
- ⑨ 出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び年月日
- ⑩ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付残高
- ⑪ 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、金額及び年月日
- ⑫ 取得の価額が100万円を超える施設利用権については、種類、対象施設名、取得価額及び取得年月日
- ⑬ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入残高

2 収支報告書と併せて提出を要する書面

収支報告書を提出するときは、1の(3)のイの①及び②の支出について、領収書等の写し（複写機によりA4サイズの用紙に複写したものに限る。）（領収書を徵し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（複写機によりA4サイズの用紙に複写したものに限る。））を併せて提出しなければなりません（法第12条第2項）。

ただし、振込明細書の写しに支出の目的（会計責任者による追記も差し支えありません。）、支出の金額及び支出年月日が記載されている場合には、当該振込明細書の写しをもって、上記の当該支出の目的を記載した書面とすることができます。

なお、提出する領収書等若しくは振込明細書の写し又は支出目的書は、支出の項目（1の(2)のイの項目）ごとに分類して提出しなければなりません（施行規則第9条第5項）。

3 政党又は政治資金団体の監査意見書の添付

政党（本部に限る。）又は政治資金団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ党則、規約その他これらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき者に対し、収支報告書に係る会計帳簿、明細書及び領収書等について監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を添付しなければなりません（法第14条）。

ただし、政党の支部については、適用がありません。

4 政治団体の解散に係る収支報告書

(1) 通常の解散の場合

政治団体が解散したとき若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなったとき又は特定パーティー開催団体が当該パーティーの開催を中止したときは、代表者及び会計責任者であった者は、その日から 30 日以内（国会議員関係政治団体であった場合には 60 日以内）に、その日現在で収支報告書を作成し、政治団体解散届とともに提出しなければなりません（法第 17 条第 1 項、第 18 条の 2 第 2 項）。

(2) 法第 17 条第 2 項適用団体の解散の場合

法第 17 条第 2 項適用団体が解散の手続きをするときは、解散届とともに収支報告書未提出年分から解散届を提出するまでの各年分の収支報告書を併せて提出しなければなりません。なお、引き続き政治活動を行うという場合には、解散の手続をした上で、新たに政治団体の設立の手続きをすることとなります。

5 収支報告書提出遅延等の罪（法第 25 条関係）

収支報告書の提出遅延等の罪に係る罰則については、次のとおりです。

種類	内容	罰則
収支報告書の未提出	法第 12 条又は第 17 条の規定に違反して収支報告書又は添付書類（領収書の写し等）の提出をしなかった者	5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
政治資金監査報告書の未提出（国会議員関係政治団体のみ）	法第 19 条の 14 の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者	
収支報告書への未記載	法第 12 条、第 17 条、第 18 条第 4 項又は第 19 条の 5 の規定に違反して収支報告書又は添付書類（領収書の写し等）に記載すべき事項の記載をしなかった者	
収支報告書への虚偽記載	収支報告書又は添付書類（領収書の写し等）に虚偽の記入をした者	
収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等（国会議員関係政治団体のみ）	第 19 条の 14 の 2 第 1 項の規定に違反して代表者に対して収支報告書の説明をせず、又は虚偽の説明をし、若しくは同条第 2 項の規定による確認を妨げた者	100 万円以下の罰金
選任及び監督義務違反	上記（第 17 条の規定に係る違反の場合を除く。）において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったとき	50 万円以下の罰金
代表者による確認義務違反（国会議員関係政治団体のみ）	第 19 条の 14 の 2 第 2 項の規定に違反して確認書を交付しない者又は確認をしないで確認書を交付した者	
収支報告書に添付すべき確認書の未添付（国会議員関係政治団体のみ）	第 19 条の 14 の 2 第 4 項の規定に違反して確認書の添付をしなかった者	

なお、政治資金規正法に違反し、刑に処せられると、公民権（選挙権・被選挙権）を停止され、また、この停止期間中は選挙運動をすることもできません（法第 28 条、公職選挙法第 137 条の 3）。さらに、公職にある者が被選挙権を失った場合においては、その職を失うものとされております（国会法第 109 条、地方自治法第 127 条第 1 項、第 143 条第 1 項）。

選挙権及び被選挙権は、次の期間中停止されます（法第 28 条）。

罰則の種類	選挙権・被選挙権の停止期間
罰金刑	裁判が確定した日から 5 年間
罰金刑の執行猶予	裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間
拘禁刑	裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間及びその後 5 年間
拘禁刑の執行免除	刑の時効による場合を除いて、その免除を受けるまでの間及びその後 5 年間
拘禁刑の執行猶予	裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間
拘禁刑で大赦・特赦又は刑の時効により刑の執行を受けたことがなくなった場合	裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

(注1) 本ページ以降はあくまでも記載例であり、政治団体の種類によっては、法律上禁止されている寄附等に当たる記載もありますので注意してください。

(注2) 報告書はインターネットを通じてそのまま公表されますので、見やすいよう丁寧に記載してください。

【収支報告書（その1）の記載例】※ **楷書で丁寧に記載してください。**

(その1)

収 支 報 告 書

（令和 年 月 日開催分）

政治団体の区分

政党 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 政党の支部 その他の政治団体
 政治資金団体 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域等

資金管理団体の指定の有無

有 無 ○○県議会議員
公職の種類 ○○市選挙区
区分 現職 候補者等
資金管理団体
の届出をした
者 の 氏 名 甲野太郎

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項
第3号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の16の3
第1項の規定により国会議員関係
政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者
の 氏 名 _____
公職の種類 _____
区分 現職 候補者等

一部の期間のみ指定・適用されていた場合に記載してください。

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

12月31日時点（解散日時点）
の状況を記載してください。

(記載要領1)

- 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」「区分」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員、又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により記載し、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付記すること。また、「区分」の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管

理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

- (4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされ、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

「公職の候補者の氏名等」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

ウ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体

「公職の候補者の氏名等」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類等」に当該衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員（現職）」の例により記載することとし、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。

エ 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうち
その受けた特定関係寄附が同項第1号の寄附であるもの

「公職の候補者の氏名等」に同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

オ 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうち
その受けた特定関係寄附が同項第2号の寄附であるもの

「公職の候補者の氏名等」に同号の国会議員関係政治団体の名称を、「公職の種類等」に法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体である旨を記載すること。

- (5) 特定パーティー開催団体にあっては、「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。
- (6) 特定パーティー開催団体にあっては、当該特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。
- * 国会議員関係政治団体に係る記載要領については「政治団体の手引き（国会議員関係政治団体に係る追補版）」参照

【収支報告書（その2）の記載例】※楷書で丁寧に記載してください。

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

前年の報告書を確認のうえ記載してください。
繰越のない場合は「0」としてください。

収入総額			4	4	7	1	5	0	0	0
(前年からの繰越額)										0
(本年の収入額)			4	4	7	1	5	0	0	0
支出総額			2	6	0	9	7	3	6	0
翌年への繰越額			1	8	6	1	7	6	4	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額			1	8	9	0	0	0	0	0
員数								1	0	5

党費又は会費を納入した実人数を記載して下さい

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	備考									
(ア)個人からの寄附			4	7	0	0	0	0	0	0
（うち特定寄附）			1	3	0	0	0	0	0	0
(イ)法人その他の団体からの寄附			2	3	7	0	0	0	0	0
(ウ)政治団体からの寄附			9	2	0	0	0	0	0	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)			1	6	2	7	0	0	0	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			3	9	3	0	0	0	0	0
イ 政党匿名寄附										0
合計 (ア+イ)			1	6	2	7	0	0	0	0

個人からの寄附の内書です。

寄附小計額の内数です。

(記載要領2)

- 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び記載要領9において同じ。）を除く。記載要領9を除き、以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

【収支報告書（その3）の記載例】※楷書で丁寧に記載してください。

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入					
事業の種類	金額			備考	
甲機関紙	1	2	3'0'0	0'0'0	
乙機関雑誌	1	1	8'0'0	0'0'0	
○○パーティー	1	5	5'0'0	0'0'0	○.7.10 00市00町00ホテル00の間
△△君を励ます会	1	0	7'0'0	0'0'0	○.10.20 00市00町00会館00の間00と共同開催
書籍販売事業	1	1	5'0'0	0'0'0	
この頁の小計		2	0	8'0'0	0'0'0
合計		1	2'0	8'0'0	0'0'0

（記載要領3）

- 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。（収入と支出の差額ではありませんので注意してください。）
- 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、当該事業の内容を具体的に記載すること。
- 政治資金パーティー開催事業については、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。
- 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

【収支報告書（その4）の記載例】※楷書で丁寧に記載してください。

（その4）※新規の借入金が生じた場合に記載。

(4) 借入金					
借入先	金額			備考	
X銀行（A支店）	1	1	0'0'0	0'0'0	○年2月1日
Y銀行（B支店）	1	5	0'0'0	0'0'0	○年4月1日
Z銀行（C支店）	1	2	0'0'0	0'0'0	○年7月1日
この頁の小計		1	3'5'0'0	0'0'0	
合計		1	3'5'0'0	0'0'0	

（記載要領4）

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載すること。

政治資金パーティーにあっては、日付等を記載してください。

借入れを行った年月日を記載してください。

【収支報告書（その5）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	備考
甲乙会〇〇支部	1	0	0	0	0	〇.3.1
"	1	0	0	0	0	〇.6.1
正式名称を記載してください。						
この頁の小計	2	0	0	0	0	
合計	2	0	0	0	0	

(記載要領 5)

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。（支部がその他の支部から受けた収入がある場合も記載。）

【収支報告書（その6）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(その6)

年月日等を記入して下さい。

(6) その他の収入

(記載要領 6)

- (1) その他の収入(個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。)については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。

(2) 「摘要」欄には収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

【収支報告書（その7）の記載例】※楷書で丁寧に記載してください。

年間5万円以下の寄附については明細を記載する義務はありませんが、課税上の優遇措置を受ける場合には記載が必要です（課税上の優遇措置の適用がある団体に限る。）。

（その7）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあって は、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあって は、主たる事務所の 所在地)	職業 (団体に あっては、代 表者の氏名)	備 考
⑩甲野太郎	8,000,000	0.1.20	○○県○○市○○町○番○号	○○県議会議員	
特 //	5,000,000	0.9.20	"	"	
乙野次郎	4,000,000	0.2.15	XX県XX市XX町X番X号	乙会社社長	
丙野三郎	5,000,000	0.7.20	△△県△△市△△町△番△号	丙商店店主	
〃	1,000,000	0.11.2	"	"	遺贈
丁野四郎	8,200,000	0.12.7	□□県□□市□□町□番□号	丁会社役員	
〃	1,000,000	0.1.1	"	"	事務所の無償提供
この頁の小計	46,600,000				
その他の寄附	4,000,000				
合 計	47,000,000				

政治団体が、家主等から事務所を無償で
借りている場合における収入の記載例で
す。

この場合は、支出においても同額を記載
してください（P. 81 参照）。

→ 様式（その2）の「(7)個人からの寄附」の額と
合致します。

特定寄附（氏名の前に特と記載し、他の寄附と区別してください。）は、様式（その2）の「うち特定
寄附」の額と合致します。

「法人その他の団体」からの寄附は、政党又は政治資金団体以外は受けられません。

（その7）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	法人その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあって は、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあって は、主たる事務所の 所在地)	職業 (団体に あっては、代 表者の氏名)	備 考
A株式会社	5,000,000	0.1.31	○○県○○市○○町○番○号	A野太郎	
〃	5,000,000	0.2.10	"	"	
〃	5,000,000	0.3.10	"	"	
〃	5,000,000	0.4.10	"	"	
〃	5,000,000	0.5.10	"	"	
B株式会社	5,000,000	0.6.10	XX県XX市XX町X番X号	B野二郎	
C株式会社	3,000,000	0.7.10	△△県△△市△△町△番△号	C野三郎	上場・外資 50%超
D株式会社	2,000,000	0.8.10	□□県□□市□□町□番□号	D野四郎	
E株式会社	1,000,000	0.9.10	❖❖県❖❖市❖❖町❖❖番❖❖号	E野五郎	
〃	1,000,000	0.10.1	"	"	
〃	1,000,000	0.12.1	"	"	
F株式会社	1,000,000	0.1.31	○○県○○市○○町○番○号	F野六郎	
G株式会社	2,000,000	0.6.30	☆☆県☆☆市☆☆町☆☆番☆号	G野七郎	
a協会	1,500,000	0.2.12	○○県○○市○○町○番○号	a野一男	
この頁の小計	20,000,000				
その他の寄附					
合 計					

→ 主たる事務所の所在地（=本
社の住所）を記載してくだ
さい。

同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ペ
ージ以外は空欄にしておいてください。

上場・外資 50%超会社は、備考欄に「上場・外資 50%超」と記載します。

(その7) 「法人その他の団体」からの寄附は、政党又は政治資金団体以外は受けられません。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあって はその名称)	金額			年月日	住所 (団体にあって は、主たる事務所の 所在地)	職業 (団体に あっては代表 者の氏名)	備考	
b 協会	5	0	0	0	0	0.8.15	▲▲県▲▲市▲▲町▲番▲号	b 野二男
c 協会	5	0	0	0	0	0.10.1	■■県■■市■■町■■番■号	c 野三男
d 協会	5	0	0	0	0	0.10.9	◆◆県◆◆市◆◆町◆番◆号	d 野四男
e 協会	5	0	0	0	0	0.11.5	★★県★★市★★町★★番★★号	e 野五男
この頁の小計	2	0	0	0	0			
その他の寄附	1	7	0	0	0			
合計	2	3	7	0	0	0		

様式(その2)の「(イ)法人その他の団体からの寄附」の額と合致します。

(その7)

当該年中に所在地の異動があった場合には、収入日時点の所在地を記入してください。

様式(その2)の「(ウ)政治団体からの寄附」の額と合致します。

（記載要領 7）

- (1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。（4）において同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別欄とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**甲野太郎**」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
 - (4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資 50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資 50%超」というように記載すること。
 - (5) 政治団体からの寄附のうち、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。(寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)
 - (6) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

【収支報告書（その8）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(その8)

(その8)

(その8)

(記載要領 8)

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は7に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないこと。

【収支報告書（その9）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(注) この例は、政党に係る例であり、P54 の (その 2) とはリンクしておりません。

(その9)

(記載要領 9)

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「山形県○○市1丁目○○駅前街頭」、「山形県○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。

【収支報告書（その10）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(その 10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳							
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額			対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
△△君を励ます会	1	0	7	0	0	0	00と共同開催
この頁の小計	1	0	7	0	0	0	0
合計	1	0	7	0	0	0	0

(記載要領 10)

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が**千万円以上**であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

(2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。

(3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

【収支報告書（その11）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(その 11)

(その 11)

(その 11)

(記載要領 11)

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。(1)及び記載要領12において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

【収支報告書（その12）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(その 12)

(記載要領 12)

一の政治資金パーティーの対価に係る収人のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が 20 万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払あっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載要領 11 に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る 20 万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

【収支報告書（その13）の記載例】※楷書で丁寧に記載してください。

（その13）

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額				備考		
項目	目	1	9	5	5	0	0	0
1 経常経費								
(1) 人件費		1	9	5	5	0	0	0
(2) 光熱水費			1	2	0	0	0	0
(3) 備品・消耗品費			2	6	6	0	0	0
(4) 事務所費			7	9	6	0	0	0
	小計		3	1	3	7	0	0
2 政治活動費								
(1) 組織活動費			2	0	0	0	0	0
(2) 選挙関係費			2	5	5	0	0	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		1	6	0	8	4	3	5
ア 機関紙誌の発行事業費		2	1	6	0	0	0	0
イ 宣伝事業費		1	8	7	6	3	5	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費		1	1	6	4	8	0	0
エ その他の事業費			4	0	0	0	0	0
(4) 調査研究費			1	2	5	5	0	0
(5) 寄附・交付金			2	0	0	0	0	0
(6) その他の経費		2	0	0	0	5	1	0
	小計		2	2	9	6	0	3
	合計		2	6	0	9	7	3
			2	6	0	9	7	3

ア～エの合計を記入すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。なお、これらの項目ごとの合計額は、（その16）の合計額と合致します。

（記載要領13）

全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及び他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

（1）経常経費

- | | |
|-----------|---|
| ア 人件費 | 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。 |
| イ 光熱水費 | 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。 |
| ウ 備品・消耗品費 | 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。 |
| エ 事務所費 | 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。 |

(2) 政治活動費

ア 組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

イ 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の
発行その他
の事業費

(ア) 機関紙誌
の発行事
業費

機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業
費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

(ウ) 政治資金
パーティー
一開催事
業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

(エ) その他の
事業費

上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

エ 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付
金

政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経
費

その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

【収支報告書（その14）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

※（その14）は、資金管理団体又は1/1～12/31に資金管理団体となっていたことのあるその他の政治団体（資金管理団体であった期間の支出に限る。）並びに国会議員関係政治団体又は1/1～12/31に国会議員関係政治団体となっていたことのあるその他の政治団体（国会議員関係政治団体であった期間の支出に限る。）が提出しなければなりません。

(その 14)

(その 14)

(その 14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
事務所の借料 (2月分)	6	5	0	0.00	0.1.20	△△不動産(株)	00県00市00町0番0号	
〃 (3月分)	6	5	0	0.00	0.2.20	〃	〃	
〃 (4月分)	6	5	0	0.00	0.3.20	〃	〃	
〃 (5月分)	6	5	0	0.00	0.4.21	〃	〃	
〃 (6月分)	6	5	0	0.00	0.5.20	〃	〃	
〃 (7月分)	6	5	0	0.00	0.6.19	〃	〃	
〃 (8月分)	6	5	0	0.00	0.7.20	〃	〃	
〃 (9月分)	6	5	0	0.00	0.8.21	〃	〃	
〃 (10月分)	6	5	0	0.00	0.9.15	〃	〃	
〃 (11月分)	6	5	0	0.00	0.10.20	〃	〃	
〃 (12月分)	6	5	0	0.00	0.11.20	〃	〃	
〃 (1月分)	6	5	0	0.00	0.12.20	〃	〃	
この頁の小計	7	8	0	0.00				
その他の支出	1	6	0	0.00				
合計	7	9	6	0.00				

(記載要領 14)

- (1) 人件費以外の経常経費については、**資金管理団体として指定されていた期間 (国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。)** に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が**5万円以上**の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合には、資金管理団体として指定されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
 - (2) 人件費以外の経常経費は、記載要領13の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
 - (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - (4) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載すること。
- * 国会議員関係政治団体に係る記載要領については「**政治団体の手引き (国会議員関係政治団体に係る追補版)**」参照

【収支報告書（その15）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(その 15)

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	組織活動費(大会費)	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷代	2	0	0	0.00	0.10.1	△△印刷(株)	00県00市00町0番0号
資料印刷代	5	6	0	0.00	0.10.1	〃	00県00市00町0番0号
会場借上費	1	0	0	0.00	0.11.8	○△会館	00県00市00町0番0号
弁当代	5	0	0	0.00	0.11.9	○○食堂(株)	00県00市00町0番0号
この頁の小計	9	1	0	0.00			
その他の支出				9.00			
合計			1	0.00	0.00		

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	選挙関係費（推薦料）	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
推薦料	1	1	6,000	0,000	0.10.1	A山一郎	00県00市00町0番0号
"	1	1	6,000	0,000	0.10.1	B山二郎	00県00市00町0番0号
"	1	1	6,000	0,000	0.10.1	C山三郎	00県00市00町0番0号
"	1	1	6,000	0,000	0.10.1	D山四郎	00県00市00町0番0号
この頁の小計		1	24,000	0,000			
その他の支出		1			1,0		
合計		1	24,000	0,000			

(その 15)

(その 15)

政治資金規正法において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいいますので（法第4条第5項）、政治団体が、候補者等に選挙事務所として無償で貸した場合にも、財産上の利益の供与として時価に見積もった金額を支出に計上する必要があります。

この場合、収入の項目は、「その他の収入」とし、摘要欄には「事務所無償提供分」と記載するとともに、金額欄には当該合計額を記載することになります。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (甲機関紙原稿料)		
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
原稿料	50	00	00	0.1.25	H野次郎	00県00市00町0番0号	
〃	50	00	00	0.4.10	I野三郎	00県00市00町0番0号	
〃	50	00	00	0.7.10	J野四郎	00県00市00町0番0号	
〃	50	00	00	0.10.9	K野五郎	00県00市00町0番0号	
この頁の小計	200	00	00				
その他の支出							
合計	200	00	00				

(その 15)

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	機関紙誌の発行事業費（甲機関紙発送費）	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
発送費	1	0	0	0.2.15	△○郵便局	00県00市00町0番0号	
〃	1	0	0	0.5.15	〃	〃	
〃	1	0	0	0.8.15	〃	〃	
〃	1	0	0	0.11.5	〃	〃	
この頁の小計	4	0	0	0.0.0			
その他の支出							
合計	4	0	0	0.0.0			

(その 15)

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	機関紙誌の発行事業費(乙機関誌印刷費)	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷費	1	0	0	0.2.5	△△印刷(株)	00県00市00町0番0号	
〃	1	0	0	0.5.1	〃	〃	
〃	1	0	0	0.8.1	〃	〃	
〃	1	0	0	0.11.1	〃	〃	
この頁の小計	4	0	0	0.0.0			
その他の支出							
合計	4	0	0	0.0.0			

(その 15)

当該年中に所在地の異動があった場合には、支出日時点の所在地を記入してください。

(その 15)

(その 15)

(記載要領 15)

【収支報告書（その 16）の記載例】※楷書で丁寧に記載してください。

(その 16)

支出項目	金額				年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
寄附・交付金	1	0	0	0	0.6.1	甲乙会〇〇支部	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号	
〃	1	0	0	0	0.12.1	〃	〃	
この頁の小計	2	0	0	0	0			
合計	2	0	0	0	0			

← (その 13) の備考欄に記入した金額と一致します。

(記載要領 16)

「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」とは、組織対策のために支出されるもの(支出項目としては「組織活動費」)、選挙のために支出されるもの(支出項目としては「選挙関係費」)、特に使途定めずに支出されるもの(支出項目としては「寄附・交付金」)などの本部・支部間、支部・支部間における支出が該当する。

記載要領 13 に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

当該年中に所在地の異動があった場合には、支出日時点の所在地を記入してください。

【収支報告書（その 17）の記載例】 ※ チェック✓の記入漏れがないように注意してください。
(その 17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が 100 万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が 100 万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が 100 万円を超える敷金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が 100 万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が 100 万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

（記載要領 17）

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。記載要領18において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。記載要領18において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。記載要領18において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

なお、有の「□」内に「✓」を記入した場合は、様式（その18）に資産等の項目別の内訳を記入すること。

【収支報告書（その18）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

(その 18)

2 資産等の項目別内訳

(記載要領 18)

- (1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土 地 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「山形県○○町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100 m²」というように記載すること。

イ 建 物	建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「山形県○○町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100 m ² 」というように記載すること。
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「山形県○○町1丁目1番地1号(地上権)」というように記載し、面積を「備考」欄に「100 m ² 」というように記載すること。
エ 動 産	取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
オ 預金又は貯金	預金又は貯金については、残高を記載するものとし「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
カ 金銭信託	金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
キ 有価証券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(金銭信託の受益証券及び受益権を除く。)については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債(額面100万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」というように記載すること。
ク 出資による権利	出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
ケ 貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
コ 敷 金	支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。
サ 施設の利用に関する権利	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。
シ 借入金	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載すること。

- (2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日(法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日(同項第2号の団体にあっては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日)をいう。以下同じ。)前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。
- (3) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その

取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

- (4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年 12 月 31 日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成 5 年 1 月 1 日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成 5 年 1 月 1 日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。
- (5) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年 12 月 31 日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

【収支報告書（その19）の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

※ (その 17) で「ア 土地」「イ 建物」「ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」を「有」とした資金管理団体は、(その 19) を提出しなければいけません。

(その 19)

3 不動産の利用の現況

(その 19)

3 不動産の利用の現況

(記載要領 19)

(1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（記載要領18の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。また、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

※ なお、資金管理団体が不動産を取得し、又は保有することは、平成19年8月6日以後は、同日前に取得したものなどを除き、禁止されています。

ア 土 地

土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区○○町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というよう、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合においては当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

イ 建 物

建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区○○町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合においては当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当

とする地上権又は
土地の賃借権

該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「山形県○○町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合においては当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときには、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

【収支報告書（その 20）の記載例】

（その 20）

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

領収書の写しの添付がある場合には、○をつける。

① 領収書等の写し

2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

4 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年 3 月 1 日

政治団体の名称 ○ ○ 会
会計責任者の氏名 乙野次郎
※代表者の氏名

解散の際には、代表者の氏名の記載も必要です。

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

（記載要領 20）

この報告書を提出する際には、政党（本部に限る。）又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては領収書等の写しを提出すること。なお、施行規則第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

* **国会議員関係政治団体に係る記載要領については「政治団体の手引き（国会議員関係政治団体に係る追補版）」参照**

【領収書等を徵し難かった支出の明細書の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第 15 号様式

領収書等を徵し難かった支出の明細書

支出の目的		金額					年月日	領収書等を徵し難かった事情
項目	摘要	1	0	0	0	0		
選挙関係費	事務所無償提供	1	0	0	0	0	0.0.00	無償提供のため
その他の経費	事務所無償提供	1	0	0	0	0	0.1.1	無償提供のため

政治団体の名称 ○○会
会計責任者の氏名 乙野次郎

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(記載要領 21)

「支出の目的」欄には、記載要領13の例により分類して記載すること。

【振込明細書に係る支出目的書の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第 16 号様式

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
組織活動費（大会費）	会場借上費

政治団体の名称 ○○会

(記載要領 22)

- (1) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- (2) 「項目」欄には、記載要領13の例により分類して記載すること。
- (3) 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- (4) 支出の目的ごとに別葉とすること。
- (5) 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出すること。
- (6) 振込明細書の写しに、支出の金額、年月日、目的が記載されている場合（金融機関やコンビニエンスストアで公共料金を支払った際に発行される振込金受領証等。振込明細書への会計責任者による追記も差し支えない。）には、払込金受領証等の写しを添付すれば、振込明細書に係る支出目的書は不要。

第7章 収支報告書の要旨の公表

問10 収支報告書は公表されますか。また、閲覧もできますか。

(答)

総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出された収支報告書は、インターネットの利用によりその報告書が公表されることになります（法第20条）。

また、収支報告書は、インターネット等により当該報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存され、この期間中何人も収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができます（法第20条の2）。

なお、本県では、平成21年1月1日以降に提出された報告書から、これまでの県公報による報告書要旨の公表に代え、インターネットを利用して県ホームページにより報告書を公表することにしました。公表期間は3年であり、必要に応じてプリントアウトすることもできます。

URL:<https://www.pref.yamagata.jp/910001/kensei/senkyo/dantai/seijidantai/shushihokoku/shyuushihoukoku-top.html>

本県では、収支報告書に併せて提出された領収書等の写し、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書、振込明細書の写しについて、何人も山形県情報公開条例に基づき開示請求を行うことができます。

第8章 個人の政治献金に対する所得税の優遇措置

問11 個人の政治献金に対する課税上の優遇措置はどのようになっていますか。

(答)

政治資金規正法の規定により、個人が政治活動に関する寄附をした場合に、一定の要件に該当するものについて、所得税の優遇措置が受けられます。(法第32の4、租税特別措置法第41の18)

1 優遇措置の内容

(1) 政治団体に対する寄附の場合

	寄附金控除（所得控除）	税額控除
寄附の相手の範囲	① 政党 ② 政治資金団体 ③ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体又は政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰し又はその主要な構成員が国会議員であるもの ④ 国会議員、都道府県の議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員若しくは指定都市の市長の職にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体 ⑤ ④の公職の候補者又は候補者になろうとする者を推薦、支持することを本来の目的とする団体（推薦、支持する者が立候補した日の属する年とその前年の2年間に限定）	① 政党 ② 政治資金団体
要件	① 個人がする政治活動に関する寄附 ② 収支報告書への寄附者名等の記載（5万円以下であっても記載が必要）	同 左
適用除外	① 寄附の総枠制限や個別制限を超えてなされた寄附 ② 他人名義の寄附 ③ 寄附者に特別の利益が及ぶ場合（議員が自己の資金管理団体に寄附をする場合など。個別には税務署で判断される。） ④ <u>公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対してされた政治活動に関する寄附</u>	同 左
優遇措置の内容	寄附金控除額（所得控除額） = (次のいずれか低い方の金額) - 2千円 ① その年に支出した特定寄附金の合計額 ② その年の総所得金額等の40%相当額	税額控除額 = (その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30% (100円未満の端数切捨て) (所得税額の25%相当額が上限。所得控除との有利な方を選択できる。)

(2) 政治家個人に対する寄附の場合

		寄附金控除（所得控除）
寄附の相手の範囲		国會議員（衆議院の比例代表選出議員を除く。）、都道府県の議会議員、都道府県知事又は指定都市の議会議員若しくは市長の職の候補者として、公職選挙法第86条、第86条の3又は第86条の4の規定により届出をし、又は推薦届出された者
要件		① 個人がする政治活動に関する寄附のうち選挙運動に関するもの ② 選挙運動費用収支報告書への寄附者名等の記載
優遇措置の内容		(1)の寄附金控除（所得控除）の優遇措置の内容と同じ

2 優遇措置を受ける手続き（寄附金控除の例）

寄附者が所得税の優遇措置を受けるためには、次のような手続きが必要です。

(1) 寄附者の手続き

ア 確定申告

寄附者が適格な政治団体又は候補者に寄附をした場合には、税務署に対してその旨の確定申告を行わなければなりません。

イ 添付書類

確定申告の際には、政治団体又は候補者から「寄附金控除のための書類」の交付を受けて、これを添付することが必要です。

なお、この書類が確定申告に間に合わない場合には、いったん確定申告をし、その後に政治団体又は候補者からこの書類の交付を受けて確定申告をした税務署に提出しなければなりません（収支報告書の提出期限が3月31日（国會議員関係政治団体にあっては5月31日）までとなっているので、通常はこの手続きによって行うことになります。）。

この書類には、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印が押されています。この書類の提出で、寄附者の手続きは終ります。

ウ 現職でない者に係る後援団体に対する寄附のうち、立候補の前年分についての特例

現職でない者（衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員、指定都市の市長の候補者又は候補者になろうとする者）を推薦、支持することを本来の目的とする政治団体に対する寄附は、推薦、支持される者が立候補した年とその前年に行われたものに限り、寄附金控除の対象となります。立候補した年分については通常の手続きによりますが、前年分について遡及して寄附金控除の適用を受けようとする場合には、次のいずれかの手続きをとってください。いずれの場合にも、「寄附金控除のための書類」を提出する必要があります。

① 前年分について確定申告をしている場合

更正の請求を行ってください（更正の請求のできる期限は確定申告の期限から1年間に限られます。）。

② 前年分について確定申告をしていない場合

期限後の確定申告の手続きをしてください（期限は確定申告の期限から5年間に限られます。）。

(2) 政治団体・候補者の手続き

適格の政治団体又は候補者は、寄附者が所得税の寄附金控除を受けようとする場合には、次のことを行う必要があります。

ア 「寄附金控除のための書類」の作成

政治団体又は候補者は、あらかじめ次頁の書式に準じて「寄附金控除のための書類」を作成してください。この書式のうち、「寄附を受けた団体又は個人」の欄には、その政治団体等の名称、所在地等を印刷しても差しつかえありません。

なお、この書類は、「領収書控」として、領収書の発行のときに同時に作成しておくと便利です。

イ 収支報告書の提出と「寄附金控除のための書類」（「領収書控」）の提出

収支報告書を法定の期間内に提出するとともに、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を、寄附の内訳として報告書に記載することが必要です。

収支報告書の提出に際しては、「寄附金控除のための書類」を添付し、収支報告書に記載された内容と一致することについて総務大臣又は都道府県選挙管理委員会の確認を受けるこ

とが必要です。

ウ 「寄附金控除のための書類」を寄附者に交付すること

この書類については、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会が収支報告書と照合の上、確認印を押して、提出した政治団体又は候補者に返還しますので、その後すみやかに寄附者に交付して、寄附者が手続きできるようにしてください。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	年月日							

(記入した金額の頭に「¥」を記入して下さい。)

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 (いずれか該当するもの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号)
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年月日

(寄附を受けた個人)

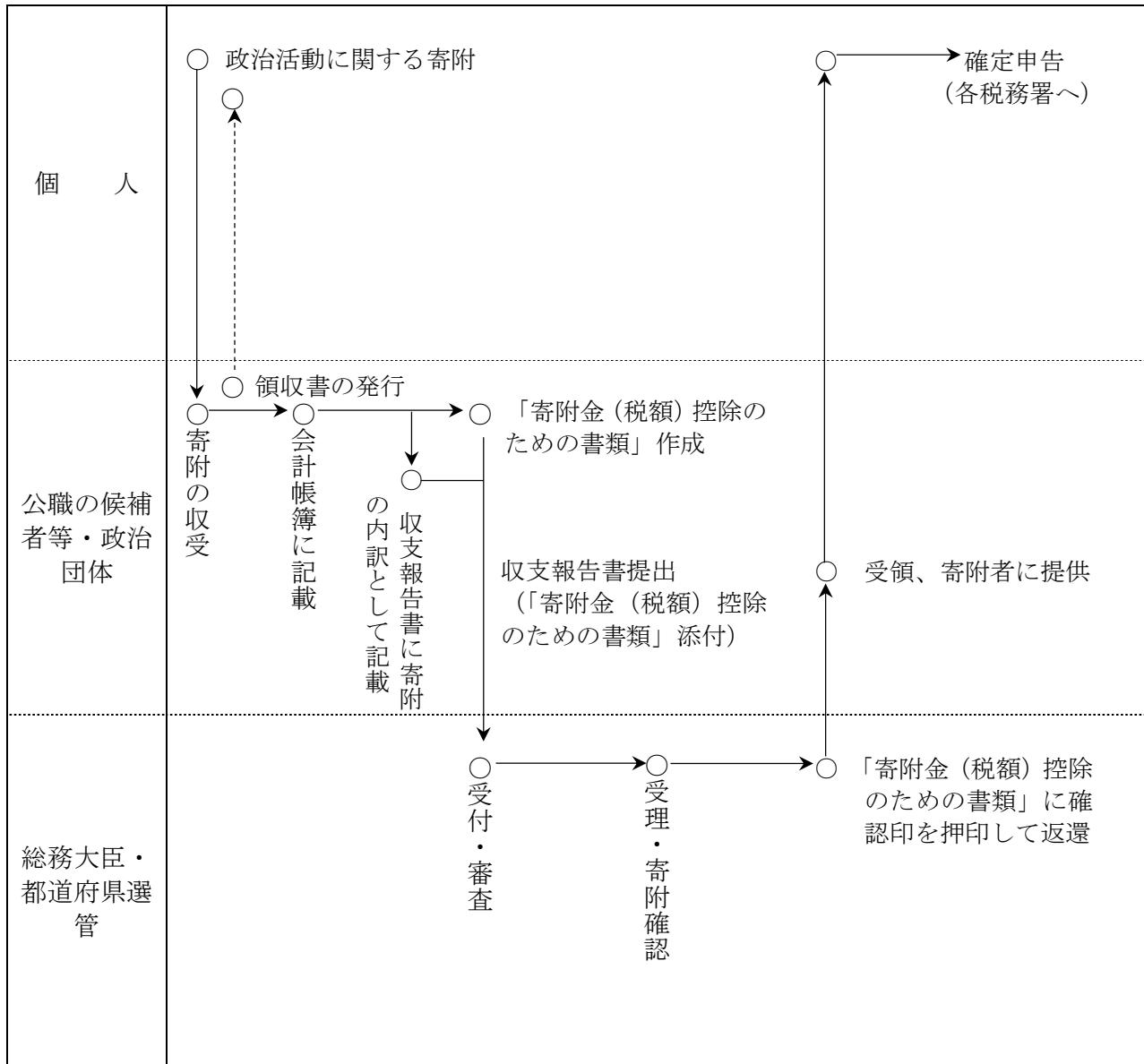
公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年月日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・・	円	・・	円	・・	円
・・	円	・・	円	・・	円
・・	円	・・	円	・・	円
・・	円	・・	円	・・	円
・・	円	・・	円	・・	円

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「寄附年月日」欄への記載は不要です。)

【寄附金（税額）控除等の手続の流れ】



問12 政治団体や政治家個人に対する課税について、留意すべき点を示してください。

(答)

1 政治団体に対する課税関係

政治団体には、政党、政治資金団体及びその他の政治団体がありますが、現存する政治団体のうち法人格を有しているのは、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（以下「法人格付与法」という。）」により法人格を取得している政党等に限られます。これ以外の政治団体は一般的に法人格を有しておらず、法律上人格なき社団として取り扱われます。

政治団体の収入のうち、寄附収入と機関紙誌の発行その他の事業収入に対する課税については、以下のとおりとなっています。

(1) 寄附収入に対する課税

① 法人税

法人税法では、人格なき社団は法人とみなして同法を適用することとされていますが（法人税法第3条）、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課さないこととされています（法人税法第7条）。

また、法人格を有する政党等についても、収益事業から生じた所得以外の所得については法人税が課税されないこととされています（法人税法第7条、法人格付与法第13条第1項）。

したがって、政治団体の寄附収入については、法人税は課税されません。

② 贈与税

相続税法では、人格なき社団は個人とみなして同法を適用することとされていますが（相続税法第66条）、法人からの贈与により取得した財産については非課税措置がとられているため（相続税法第21条の3第1項第1号）、法人からの寄附収入には贈与税は課税されません。

また、個人からの寄附収入については、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては非課税措置がとられており（相続税法第21条の3第1項第3号）、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとして非課税とされています。

なお、政党又は政治資金団体以外の政治団体については、法人その他の団体から政治活動に関する寄附を受けてはならないこととなっていますので注意が必要です（法第22条の2）。また、法人格を有する政党等について、法人は贈与税の納税義務者となっておりませんので（相続税法第1条の4）、贈与税は課税されません。

(2) 事業収入に対する課税

① 法人税

政治団体が各種の事業を行い、収入を得る場合の課税関係については、法人税法により収益事業による所得にのみ法人税が課税されることとされています（法人税法第7条、法人格付与法第13条第1項）。

収益事業とは、「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの」をいう」とされており（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条）、これに該当する事業を行っていれば課税されることとなります。

なお、政治資金パーティー開催事業は、政令で列記されている事業に該当するものがないので、収益事業には含まれないものと解されています。また、政治団体が通常行っている各種事業の中で収益事業に該当する可能性があるものとしては、出版業（法人税法施行令第5条第1項第12号）が考えられます。これについては、「特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うものを除く」とされており、政党、政治団体が行っている出版事業（機関紙等発行事業）については、これに該当するものとして課税対象外とされています。

② 消費税

消費税は、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に課税されるのですが（消費税法第4条第1項）、法人格を有する政党等のほか、人格なき社団についても法人とみなされ、事業者に該当します（消費税法第2条第1項第4号、第3条）。ですから、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には、課税されることとなります。

(3) 政治団体が発行する領収書に係る印紙税

金銭又は有価証券の受取書や領収書は、一般的には印紙税法別表第1（課税物件表）の課税物件のうち、金銭又は有価証券の受取書に該当し、印紙税がかかりますが、受け取った金銭等がその受取人にとって営業に関ないものである場合には、非課税とされています。政治団

体が政治活動のための収入に関して発行する領収書については、営業に関するものではありませんので、印紙税は課税されません。

2 政治家個人に対する課税関係

政治家個人は、政治家として政治活動を行うとともに一市民としての生活を送っており、政治家としての公的側面と一市民としての私的側面の二面性を有しています。そして、通常多くの政治家においては、市民としての私的生活に要する経費、すなわち家計については、歳費、報酬等の給与所得や事業所得等でまかなわれ、政治活動に要する経費については、個人や政治団体からの政治献金、政党からの各種活動費等によってまかなわれ、それぞれの経理は区分されています。

(1) 基本的な考え方

政治活動に関して受けた政治資金については雑所得となり、他の所得と通算して所得税の課税対象とされますが、政治資金に係る雑所得の計算では、政治資金に係る収入から政治活動に関して支出された経費、すなわち政治活動のための費用を控除し、残余がある場合に、それが雑所得として課税の対象となります。ただし、雑所得に係る赤字は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができないこととなっていますので、政治資金に係る雑所得の計算上赤字（政治活動に要した費用の方が政治資金として受けた収入より多い場合）が生じても他の所得からその分を差し引くことはできません。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、公選法第189条の規定に基づき中央選挙管理会又は都道府県選管への報告がなされているものは、課税されません（所得税法第9条第1項第17号、相続税法第21条の3第1項第6号）。

(2) 政治資金に係る収入

雑所得の収入金額となる政治資金に係る収入としては、次のようなものがあります。

ア 個人、後援団体等の政治団体から受けた陣中見舞等の選挙運動にかかる資金

イ 政党から受けた公認料、組織活動費、遊説費、調査費等の各種活動資金

（注）1 政治資金を後援団体が受領し、必要なつど後援団体から議員個人が受取っているような場合には、後援団体が受領した段階では課税関係は発生せず、後援団体から議員個人が受取った段階でその議員個人の雑所得の収入金額とされ、課税対象となります。

後援団体が議員の個人的な消費に属する支出を負担した場合も、その支出を負担した段階で議員個人の雑所得の収入金額とされ課税対象となります。

2 貸付を受けた資金は、ここにいう政治資金に係る収入には含まれませんが、貸付金であるか政治資金に係る収入であるかは、税務署が実態に沿って判断することになります。

(3) 政治活動のための費用

雑所得の計算上、控除される政治活動のための費用としては、次のようなものがあります。

ア もっぱら政治活動のために使用した秘書、事務所職員（臨時職員を含む。）の給与、手当等（秘書の給与で国から支給されるものを除く。）

イ もっぱら政治活動のために使用した事務所の賃借料その他事務所の経費（備品費等）

ウ もっぱら政治活動のために使用した通信費、旅費

エ 国会報告、政見発表など演説会等の費用

オ もっぱら政治活動のために支出した委託調査費、図書費、会議費

カ 政党の政治活動の費用をまかなうために経常的に負担する党費（本部費、支部費等）

キ 政治活動に関する交際費、接待費、寄附金（寄附金の控除の対象としたものを除く。）

（注） 私的消費に属する交際費や接待費は除かれます。したがって、これらのものを政治資金に係る収入から支払った場合であっても、費用として控除できないことから、その部分については政治資金に係る雑所得となります。

政治活動のために支出した費用には、当該政治家が議員である場合には、国や地方公共団体から受ける歳費及び文書通信交通費から支出される部分もあるため、政治活動のために支出した費用からこれらのものから支出された部分を控除したものが、ここでいう政治活動のための費用として控除される額となります。